

真岡市・二宮町合併協議会

第9回会議資料



日時：平成20年7月16日(水)午後2時

場所：二宮町民会館多目的ホール

第9回 真岡市・二宮町合併協議会次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

署名委員 _____ 署名委員 _____

4 議 事

(1) 議決事項

議案第7号 平成19年度真岡市・二宮町合併協議会歳入歳出決算について
..... P 1

(2) 報告事項

報告第10号 協定項目以外の事務事業調整結果の報告について(その3)
..... P 2

(3) 協議事項

協議第37号の5 新市基本計画について(協定項目25) P 6 7
協議第58号 合併協定書(案)について P 6 9

5 次回協議事項について

報告第11号 協定項目以外の事務事業調整結果について(その4)

報告第12号 今後のスケジュールについて

6 その他

第10回会議開催日時等の確認について

日 時 : 平成20年8月27日(水)午後2時~

場 所 : 真岡市青年女性会館2階ホール

7 閉 会

【議案第7号】

平成19年度真岡市・二宮町合併協議会歳入歳出決算について

平成19年度真岡市・二宮町合併協議会歳入歳出決算について、別冊決算書のとおり、その監査報告を添えて認定に付する。

平成20年7月16日提出

真岡市・二宮町合併協議会
会長 福田武隼

【報告第10号】

協定項目以外の事務事業調整結果の報告について（その3）

協定項目以外の事務事業調整結果について、別紙のとおり報告する。

平成20年7月16日提出

真岡市・二宮町合併協議会
会長 福田武隼

協定項目以外の事務事業調整結果報告（その3）

目 次

1	事務事業数一覧	．．．．．	P 4
2	調整結果報告		
	(1) 保健福祉部会		
	健康増進分科会	．．．．．	P 5
	介護保険分科会	．．．．．	P 1 9
	児童家庭分科会	．．．．．	P 2 8
	福祉分科会	．．．．．	P 3 1
	(2) 産業環境部会		
	商工観光分科会	．．．．．	P 4 0
	農政分科会	．．．．．	P 4 6
	環境分科会	．．．．．	P 5 2
	農業委員会分科会	．．．．．	P 6 0

事務事業数一覧（平成20年7月16日現在）

専門部会	分科会	事務事業数			今回報告する協定項目以外の事務事業数	報告済の協定項目以外の事務事業数
		総数	協定項目に関する事業数	協定項目以外の事業数		
総務部会	秘書分科会	138	22	116		116
	企画分科会	84	10	74		74
	総務分科会	76	17	59		59
	税務分科会	53	16	37		37
	市民分科会	39	21	18		18
	情報システム分科会	35	20	15		15
	生活安全分科会	88	24	64		64
	監査分科会	19	3	16		16
	選挙管理分科会	28	2	26		26
小計	560	135	425		425	
保健福祉部会	健康増進分科会	134	52	82	82	
	介護保険分科会	49	7	42	42	
	児童家庭分科会	55	42	13	13	
	福祉分科会	121	76	45	45	
小計	359	177	182	182		
産業環境部会	商工観光分科会	51	20	31	31	
	農政分科会	98	62	36	36	
	環境分科会	79	26	53	53	
	農業委員会分科会	42	7	35	35	
小計	270	115	155	155		
企業誘致推進部会	企業誘致分科会	2	2	0		
小計	2	2	0			
建設・水道部会	建設分科会	77	49	28		
	都市計画分科会	60	23	37		
	区画整理分科会	13	13	0		
	下水道分科会	59	24	35		
	水道分科会	88	8	80		
小計	297	117	180			
会計部会	会計分科会	21	0	21		21
小計	21	0	21		21	
教育部会	教務分科会	96	14	82		
	生涯学習分科会	65	36	29		
	文化分科会	37	12	25		
	社会体育分科会	31	10	21		
小計	229	72	157			
議会事務局部会	議会事務局分科会	38	4	34		34
小計	38	4	34		34	
合計		1776	622	1154	337	480

事務事業数については、今後の事務事業の整理状況により、増減する場合があります。

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
1	電算システムの管理(国保年金情報)	国民健康保険事務等で使用する電算システムの管理	国民健康保険事務等で使用する電算システムの管理	合併時に真岡市のシステムに統合する。
	B1001			
2	短期被保険者証、資格証明書交付事務(国民健康保険)	国民健康保険資格証明書交付事務 有効期間 1年 国民健康保険短期被保険者証 有効期間 4か月と2か月	国民健康保険資格証明書交付事務 有効期間 1年 国民健康保険短期被保険者証 有効期間 3か月	真岡市の被保険者証は現行のとおりとする。 二宮町の被保険者証等は、真岡市の制度に統一し、平成21年4月1日に切り替える。
	B1002			
3	退職者関係事務(資格・振替・給付)(国民健康保険)	【資格】 厚生年金等加入期間が20年以上で、老齢厚生年金等の受給権者 後期高齢者医療制度の適用を受けていない者 【振替】 年金受給権者一覧表により、退職該当者に通知し、届出書を提出してもらう。遡及した分を1月に整理し、3月に振替処理する。 【給付】 国保連合会に委託している。	【資格】 厚生年金等加入期間が20年以上で、老齢厚生年金等の受給権者 後期高齢者医療制度の適用を受けていない者 【振替】 年金受給権者一覧表により、退職該当者に通知し、届出書を提出してもらう。遡及した分を随時整理し、振替処理する。 【給付】 国保連合会に委託している。	合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
	B1003			
4	特定疾病受療証事務	(1) 特定疾病受療証交付申請書に医師の意見書を添えて提出 (2) 資格等の認定を行った後、発効期日を申請月の初日にして交付	(1) 特定疾病受療証交付申請書に医師の意見書を添えて提出 (2) 資格等の認定を行った後、発効期日を申請月の初日にして交付	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B1004			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
5	国民健康保険資格管理事務	(1) 資格の取得・喪失管理	(1) 資格の取得・喪失管理	合併時に真岡市の制度に統一する。 二宮町の被保険者証は、平成21年4月1日に切り替える。
	B1005	(2) 被保険者証の更新 毎年10月に保険証の更新をする。	(2) 被保険者証の更新 毎年10月に保険証の更新をする。	
6	国民健康保険給付事務	真岡市国民健康保険特別会計で実施 平成18年度 療養給付費 176,377件 2,399,029,385円 高額療養費事務 3,072件 245,822,471円 療養費事務 4,323件 28,629,033円	二宮町国民健康保険特別会計で実施 平成18年度 療養給付費 66,548件 880,427,878円 高額療養費事務 788件 49,125,595円 療養費事務 1,536件 9,081,201円	合併時に真岡市の制度に統合する。
	B1006			
7	高齢受給者証交付事務	国民健康保険加入者で、70歳になる対象者に高齢受給者証を交付する。	国民健康保険加入者で、70歳になる対象者に高齢受給者証を交付する。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B1007			
8	補助金交付申請事務	・普通調整交付金 ・特別調整交付金 ・保険基盤安定負担金 ・栃木県調整交付金 ・療養給付費等負担金	・普通調整交付金 ・特別調整交付金 ・保険基盤安定負担金 ・栃木県調整交付金 ・療養給付費等負担金	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B1008			
9	第三者行為事務	第三者行為による負傷を受けた国民健康保険被保険者の治療費を不法行為者から損害賠償をうける事務	第三者行為による負傷を受けた国民健康保険被保険者の治療費を不法行為者から損害賠償をうける事務	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	B1009			
10	国民健康保険事業報告月報、年報事務	国保事業を適性かつ効率的に運営するための基礎資料として、月報は毎月、年報は毎年度の事業実績を定期的に国保連合会に報告する。	国保事業を適性かつ効率的に運営するための基礎資料として、月報は毎月、年報は毎年度の事業実績を定期的に国保連合会に報告する。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B1010			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
11	国保連合会共同処理事業	国保連合会において医療費通知事務や被保険者別給付一覧作成など様々な事務の共同処理を行う。	国保連合会において医療費通知事務や被保険者別給付一覧作成など様々な事務の共同処理を行う。	現行のとおりとする。
	B1012			
12	国民健康保険基金	国民健康保険特別会計の長期的安定化を図るための積み立て	国民健康保険特別会計の長期的安定化を図るため積み立て	合併時に統合する。
	B1013	【平成 20 年度末残高見込】 77,220 千円	【平成 20 年度末残高見込】 32 千円	
13	県国民健康保険団体連合会参画事務	国民健康保険法 83 条により、保険者が共同して国民健康保険事業の健全な運営を達成するために設立された公法人で、保険者はすべて会員となる。	国民健康保険法 83 条により、保険者が共同して国民健康保険事業の健全な運営を達成するために設立された公法人で、保険者はすべて会員となる。	引き続き真岡市として加入し、二宮町は、合併の前日をもって退会する。
	B1014			
14	国保連合会芳賀郡市支部参画事務	【国保連合会芳賀支部 事務担当研究会】 国保連合会の支部として、芳賀管内の 6 市町で構成している。	【国保連合会芳賀支部 事務担当研究会】 国保連合会の支部として、芳賀管内の 6 市町で構成している。	引き続き真岡市として加入し、二宮町は、合併の前日をもって退会する。
	B1015			
15	国民健康保険優良世帯表彰事業	被保険者世帯の全員が 1 年度内を通じ療養の給付を受けず、かつ保険税を完納した世帯に記念品を贈る。 (業者が配送する。)	被保険者世帯の全員が 1 年度内を通じ療養の給付を受けず、かつ保険税を完納した世帯に記念品を贈る。 (健康まつりの日に贈呈)	合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
	B1016			
16	レセプト点検事務	レセプト点検 職員 3 名体制 (嘱託 2 名、臨時 1 名)	レセプト点検 業者委託	合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
	B1017			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
17	国保レセプト開示	市へ個人情報開示等請求書の提出 該当医療機関へ、個人情報開示に関する意見依頼書を提出し、回答を依頼する。 請求者へ個人情報開示に関する意見回答書を送付する。	町へ個人情報開示等請求書の提出 該当医療機関へ、個人情報開示に関する意見依頼書を提出し、回答を依頼する。 請求者へ個人情報開示に関する意見回答書を送付する。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B1018			
18	医療費通知事務	【国民健康保険】年6回 5月、8月、10月、12月、1月、3月 【老人保健】年6回 5月、8月、10月、12月、1月、3月	【国保】年6回 4月、6月、8月、10月、12月、2月 【老人保健】年4回 4月、7月、10月、1月	合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
	B1020			
19	入院時食事療養費減額認定事務	市民税非課税者が対象	町民税非課税者が対象	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B1023			
20	国保返納金事務	保険給付を受けるときに、偽りその他不正の行為があった場合、その不正利得の全部または一部の返還を請求し、徴収することができる。	保険給付を受けるときに、偽りその他不正の行為があった場合、その不正利得の全部または一部の返還を請求し、徴収することができる。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B1024			
21	国民健康保険限度額適用・減額認定事業	法に基づき国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定を行う。	法に基づき国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定を行う。	現行のとおりとする。
	B1025			
22	エイズ予防事務	【目的】エイズに対する正しい知識を市民に理解してもらう。 【方法】保険証更新時に、パンフレットを同封して郵送する。	未実施	合併時に真岡市の制度を適用する。
	B1026			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
23	重複・多受診者等訪問担当 事務	レセプト点検職員がリストアップした、重複・多受診者等に対して保健師が適切な助言指導を行う。	国保連電算リストを基に、保健師が重複・多受診者等に対して適切な助言指導を行う。	合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
	B1027			
24	疾病分類調査事務	病類別統計表を作成し、広報や各種健康教室の統計表として活用し、市民の健康管理に対する意識の高揚を図る。	未実施	現行のとおりとする。
	B1029			
25	国民年金適用関係事務	国民年金法に基づく国民年金第1号被保険者の適用	国民年金法に基づく国民年金第1号被保険者の適用	現行のとおりとする。
	B1031			
26	国民年金保険料関係事務	国民年金法に基づき国民年金保険料免除関係届の受付・審査・報告をする。	国民年金法に基づき国民年金保険料免除関係届の受付・審査・報告をする。	現行のとおりとする。
	B1032			
27	国民年金給付関係事務	国民年金法に基づき国民年金給付にかかわる事務を行う。	国民年金法に基づき国民年金給付にかかわる事務を行う。	現行のとおりとする。
	B1033			
28	福祉年金関係事務	国民年金法に基づき福祉年金関係届事務を行う。	国民年金法に基づき福祉年金関係届事務を行う。	現行のとおりとする。
	B1034			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
29	協力、連携関係事務	国民年金法に基づく市町村の協力・連携事務を行う。	国民年金法に基づく市町村の協力・連携事務を行う。	現行のとおりとする。
	B1035			
30	事務費交付金事務	国民年金事務処理に必要な事務費を国に請求する。	国民年金事務処理に必要な事務費を国に請求する。	現行のとおりとする。
	B1036			
31	高額医療費貸付事業	医療保険各法に定める被保険者で高額療養費に該当し市税完納者に対し高額医療費支給見込額の10分の9を無利息で貸し付ける。	未実施	事業を廃止する。 (平成20年4月の限度額認定の新制度設立により貸し付ける必要性がなくなったため)
	B1038			
32	老人医療適正化対策事業	老人医療制度の安定的運営を確保する。	老人医療制度の安定的運営を確保する。	広域連合が後期高齢者医療制度の運営主体のため、事務はなくなる。ただし第三者行為の求償の受付のみ新市に引き継ぐ。
	B1039			
33	老人医療レセプト開示	医療従事者等が診療情報を積極的に提供することにより、患者等が疾病と診療内容を十分理解し、共同して疾病を克服するなど、より良い信頼関係を構築する。	医療従事者等が診療情報を積極的に提供することにより、患者等が疾病と診療内容を十分理解し、共同して疾病を克服するなど、より良い信頼関係を構築する。	広域連合が後期高齢者医療制度の運営主体のため、事務はなくなる。ただし、レセプト開示請求窓口が市町となる場合は、窓口業務のみ新市に引き継ぐ。
	B1040			
34	老人医療返納金	保険給付を受けるときに、偽りその他不正の行為があった場合、その不正利得の全部または一部の返還を請求し、徴収することができる。	保険給付を受けるときに、偽りその他不正の行為があった場合、その不正利得の全部または一部の返還を請求し、徴収することができる。	広域連合が後期高齢者医療制度の運営主体のため、事務はなくなる。
	B1041			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
35	老人医療（医療費通知）	年6回通知している。	年4回通知している。	広域連合が後期高齢者医療制度の運営主体のため、事務はなくなる。
	B1042			
36	老人医療（高額医療費）	老人保健法に基づく、高額医療費の支給	老人保健法に基づく、高額医療費の支給	広域連合が後期高齢者医療制度の運営主体であるが、申請などの窓口は各市町となるため、窓口業務のみ新市に引き継ぐ。
	B1043			
37	老人医療（レセプト点検・重複・多受診者等医療費通知）	【老人保健のレセプト点検】 職員3名体制（嘱託2名、臨時1名） 【医療費通知】 重複・多受診者に限らず全員に通知	【老人保健のレセプト点検】 業者委託 【医療費通知】 重複・多受診者に限らず全員に通知	広域連合が後期高齢者医療制度の運営主体のため、事務はなくなる。
	B1044			
38	老人保健診療報酬の支払事務	老人保健法に基づく診療報酬の支払 国保分（H18） 2,894,781,674 円 社保分（H18） 805,306,144 円	老人保健法に基づく診療報酬の支払 国保分（H18） 1,060,673,028 円 社保分（H18） 279,498,148 円	広域連合が後期高齢者医療制度の運営主体のため、事務はなくなる。
	B1046			
39	老人保健事務（医療）資格・異動関係事務	老人保健法に基づく老人医療受給資格の管理	老人保健法に基づく老人医療受給資格の管理	広域連合が後期高齢者医療制度の運営主体であるが、窓口は各市町となるため、窓口業務のみ新市に引き継ぐ。
	B1047			
40	老人保健事務（医療）給付関係事務	老人保健法に基づく医療費の現金給付	老人保健法に基づく医療費の現金給付	広域連合が後期高齢者医療制度の運営主体であるが、窓口は各市町となるため、窓口業務のみ新市に引き継ぐ。
	B1048			

No	事務事業名	現 況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
41	老人保健事務(医療)交付金・負担金等申請事務	老人医療費の支払基金交付金、国県負担金を収納する。	老人医療費の支払基金交付金、国県負担金を収納する。	広域連合が後期高齢者医療制度の運営主体のため、事務はなくなる。
	B1049			
42	老人保健医療過誤の請求(国保連合会支払基金)	レセプト点検の結果、資格関係に過誤が確認されたもの及び疑義があると認められているものについて再審査を依頼する。	レセプト点検の結果、資格関係に過誤が確認されたもの及び疑義があると認められているものについて再審査を依頼する。	広域連合が後期高齢者医療制度の運営主体のため、事務はなくなる。
	B1050			
43	老人保健高額医療費支給事務	老人保健法に基づく、高額医療費の支給	老人保健法に基づく、高額医療費の支給	広域連合が後期高齢者医療制度の運営主体であるが、窓口は各市町となるため、窓口業務のみ新市に引き継ぐ。
	B1051			
44	地域医療体制整備	(1) 地域住民への医療の確保、救急医療の確保を図る。 (2) 休日における救急医療の確保及び周知を図る。 (3) 初期医療及び二次医療の連携を図る。	(1) 地域住民への医療の確保、救急医療の確保を図る。 (2) 休日における救急医療の確保及び周知を図る。 (3) 初期医療及び二次医療の連携を図る。	合併時に真岡市の制度を基準に統一する。
	B1070			
45	献血事業	献血思想の普及と献血者の組織化を図るとともに、献血者の確保に努力すること。	献血思想の普及と献血者の確保に努力すること。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B1071			
46	芳賀赤十字病院用地取得利子補給支援事業	芳賀郡内で、唯一の公的医療機関である芳賀赤十字病院の運営に対し、必要に応じ、補助及び支援をし、郡内の医療体制の整備を図る。	芳賀郡内で、唯一の公的医療機関である芳賀赤十字病院の運営に対し、必要に応じ、補助及び支援をし、郡内の医療体制の整備を図る。	合併時に真岡市の制度を基準に統一する。
	B1073			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
47	各種団体助成事業	国内、県内、芳賀管内、真岡市単位の助成を通じて地域の保健活動の推進を図る。	国内、県内、芳賀管内、二宮町の団体の助成を通じて地域の保健活動の推進を図る。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B1075 B1192			
48	二宮町健康づくり歩け歩け大会事業	未実施	二宮町健康づくり歩け歩け大会 年1回 100人参加 予算 国保特会より 300千円 一般会計より 355千円	合併時に廃止する。
	B1077			
49	食生活改善推進事業	健康づくりを目的とした生活改善を推進し、市民の健康保持増進に役立てる。 食生活改善推進員養成講座 (平成11年度より隔年実施) 【対象】食生活や健康づくりに関心ある人 食生活改善推進員会活動 【構成メンバー】の講座修了者 (現在38名 年会費1000円)	健康づくりを目的とした生活改善を推進し、町民の健康保持増進に役立てる。 食生活改善推進員養成講座 (平成11年度より隔年実施) 【対象】食生活や健康づくりに関心ある人 食生活改善推進員会活動 【構成メンバー】の講座修了者 (現在19人 年会費500円)	現行のとおりとする。 食生活改善推進員会は合併時に統合するよう働きかける。
	B1078			
50	母子健康手帳交付事務	市民課窓口交付(妊娠届提出時) 保健師個別面接 (健康増進課健康相談室)	住民課窓口交付(妊娠届提出時) 保健師個別面接(福祉保健課窓口)	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B1081			
51	両親学級	【対象】 妊娠20週以降の妊婦と夫	未実施	合併時に真岡市の制度を適用する。
	B1083			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
52	離乳食教室	【回数】 6回/年	【回数】 3回/年	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B1084	【会場】 総合福祉保健センター	【会場】 保健センター	
53	母子保健計画	すこやか親子21 「すくすくもおかプラン」 平成14年度から10か年計画として策定	未策定 <参考> 二宮町母子保健計画 平成14年度から5か年計画として策定していた。	合併時に真岡市の計画を適用する。
	B1102			
54	フッ化物塗布及びむし歯予防講演会	未実施 (単独実施ではなく、3歳児健診及び2、4歳児歯科検診時に同様の内容で実施)	3歳児はみがき指導とフッ素塗布 【回数】年6回(3歳児健診時) 【会場】保健センター	3歳児健診及び2、4歳児歯科検診時に実施する
	B1122			
55	老人保健健康手帳交付事業	自らの健康管理と適切な医療の確保に役立てる。	自らの健康管理と適切な医療の確保に役立てる。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B1125			
56	老人健康教育	集団健康教育(老人講話) 高齢期における日常生活の注意及び食事のポイントなど知識の普及を図り、健康の保持・増進に役立てる。	いきいき健康教室 高齢期における日常生活の注意及び食事のポイントなど知識の普及を図り、健康の保持・増進に役立てる。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B1134			
57	個別健康教室(禁煙)	未実施	マンツーマン教室「禁煙」 【対象者】今後1か月以内に禁煙したいと考えている者 【会場】保健センター	合併後に速やかに実施方法等の調整を図り、平成21年度から実施する。
	B1137			

No	事務事業名	現 況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
58	マンツーマン教室(個別健康教室)	血糖スッキリ教室(H 1 8)	マンツーマン教室(高血圧・高脂血症・耐糖能異常)	合併後に真岡市の制度に統一する。
	B1139			
59	健康診査家族調査票	未実施	町各種健(検)診保健事業の受診に関わる状況を把握し健(検)診の申込みを受け。 町保健事業のPRを行う。	合併時に二宮町の制度を適用する。
	B1154			
60	思春期教室	思春期教室 【対象】市内中学校2年生又は、3年生	思春期健康教育 【対象】町内の中学校 思春期体験教室 【対象】中学生(ローテーション)	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B1157			
61	健康運動教室	生活習慣病の予防法の1つである運動や食事について学び、生活の中に運動を取り入れることができ、生活習慣改善の動機づけが出来るよう支援する。(定員20名)	未実施	合併時に真岡市の制度を適用する。 定員を30名に増員する。
	B1159			
62	生活習慣病予防教室	生活習慣病の予防に関わる生活の注意について理解を深める 【会場】地区公民館・改善センター	未実施	合併時に真岡市の制度を適用する。
	B1167			
63	糖尿病予防教室	未実施	糖尿病で治療している人達がつくる自主グループで、糖尿病悪化を防ぐ。	生活習慣病予防教室に統合する。
	B1169			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
64	自治会健康づくり学習会	地域健康づくり推進事業（真岡市はつらつ地域づくり事業） 【目的】地域住民の健康に対する意識の高揚を図る。	未実施	合併時に真岡市の制度を適用する。
	B1172			
65	生活習慣病事後指導事業	検診事後指導 【対象者】検診受診者で要指導・要医療の者 【参加者】 延べ 641 人	健康教室 【対象者】生活習慣病健診受診者 【参加者】 97 人	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B1173			
66	休日当番医	未実施 （芳賀地区救急医療センターで実施）	平成 20 年度から廃止 （芳賀地区救急医療センターで実施）	引き続き芳賀地区救急医療センターで実施する。
	B1176			
67	医師会・歯科医師会関係事務	芳賀郡市医師会真岡支部や真岡市歯科医師会と下半期保健事業や次年度保健事業を話し合い、保健事業・学校保健等の向上に努める。	芳賀郡市医師会二宮町支部と歯科医師会支部長との次年度の保健事業打合せ及び学校保健事業等の向上に努める。	関係団体の統合にあわせ、真岡市の制度に統一する。
	B1179			
68	栃木県地域保健センター連絡協議会参画事務	住民によりよい保健サービスを提供するため、情報交換及び研修会等を通して会員相互の連絡協調と地域保健事業の向上を図る。	住民によりよい保健サービスを提供するため、情報交換及び研修会等を通して会員相互の連絡協調と地域保健事業の向上を図る。	引き続き真岡市として加入し、二宮町は、合併の前日をもって退会する。
	B1180			
69	薬物乱用防止対策事業	薬物乱用による危害を広く市民に周知させ、市民ひとり一人の認識を高めること	薬物乱用による危害を広く町民に周知させ、町民ひとり一人の認識を高めること	現行のとおりとする。
	B1181			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
70	県内14市連絡調整会議 参画事務	栃木県内の14市の保健事業担当課が 一同に会し、情報交換を行い、知識の 習得や保健事業の向上に役立てる。	未実施	引き続き真岡市として参加 する。
	B1184			
71	健康フェスティバル開催 事業	市民の健康意識の高揚を図るととも に、健康の保持増進のための生活習慣 の改善を推進する。 【実施日】10月末の日曜日 【会場】総合福祉保健センター	町民の健康意識の高揚を図るととも に、健康の保持増進のための生活習慣 の改善を推進する。 【実施日】11月下旬 (にのみや秋まつり時) 【会場】にのみや秋まつり会場	合併時に真岡市の制度に統 一する。
	B1186			
72	在宅歯科診療事業	在宅で寝たきり状態にあり、歯科診 療を受けることが困難な市民の歯科診 療の確保と口腔状態の改善を図る。 平18 実人数 5名 診療延べ回数 24回	未実施	合併時に真岡市の制度を適 用する。
	B1187			
73	市町の健康発行(統計書)	「真岡市の保健事業概要」として年度 報でまとめている。	未実施	現行のとおりとする。
	B1188			
74	あかちゃんマッサージ教 室	ベビーマッサージ教室 【対象】概ね生後2か月から1歳未満 の乳児 【回数】年3回	ベビーマッサージ教室 【対象】概ね生後3か月から8か月の 乳児 【回数】年3回	合併時に真岡市の制度に統 一する。 開催場所・回数は、真岡市総 合福祉保健センター4回、二宮 町保健センター2回とする。
	B1193			
75	栄養行政研究会参画事業	県民の健康の保持増進に寄与すると ともに、会員の専門性の向上及び、会 員相互の親睦をはかる。	未実施	引き続き真岡市として加入 する。
	B1199			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
76	限度額適用・減額認定事業	70歳未満の国保税完納者を対象に国民健康保険の限度額適用・標準負担額減額認定を行う。	70歳未満の国保税完納者を対象に国民健康保険の限度額適用・標準負担額減額認定を行う。	現行のとおりとする。
	B1206			
77	出産育児一時金受領委任払い事務	国保の被保険者で国保税の完納者で、出産予定日まで1か月以内のものが対象	国保の被保険者で国保税の完納者で、出産予定日まで1か月以内のものが対象	現行のとおりとする。
	B1207			
78	県、郡市公衆衛生協会参画事務	公衆衛生活動の推進、普及啓蒙を行う。 ・県公衆衛生協会負担金の支払 ・芳賀郡市公衆衛生協会負担金の支払 ・表彰者の推薦	公衆衛生活動の推進、普及啓蒙を行う。 ・県公衆衛生協会負担金の支払 ・芳賀郡市公衆衛生協会負担金の支払 ・表彰者の推薦	引き続き真岡市として加入し、二宮町は合併の前日をもって退会する。
	B1212			
79	積小為大健康チャレンジ事業	未実施	町民が自分で選んだ生活改善目標を生活の中に自然に取り入れることが出来るように支援する。 (H19年度で県事業は廃止)	合併時に廃止する。
	B1216			
80	後期高齢者支援金支払事務	平成20年4月1日に創設された後期高齢者医療制度への支援金を負担する。	平成20年4月1日に創設された後期高齢者医療制度への支援金を負担する。	現行のとおりとする。
	B1220			
81	特定健診等実施計画	平成19年度に策定した特定健診等実施計画の進行管理を行う。 実施計画は5年を一期とした計画となる。	平成19年度に策定した特定健診等実施計画の進行管理を行う。 実施計画は5年を一期とした計画となる。	合併時に真岡市の計画を基準に見直す。
	B1221			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
1	家族介護慰労金支給事業	要援護高齢者を介護している家族等への生活支援を推進し、保健福祉の向上を図る。 【基準額】 10万円	未実施	合併時に真岡市の制度を適用する。
	B2002			
2	資格管理事務	40歳以上65歳未満の医療保険加入者と65歳以上の者は、住所がある市町村の被保険者となる。 ・資格取得 ・資格喪失 ・資格の取得・喪失を伴わない異動の届出 ・外国人の資格取得等の届出	40歳以上65歳未満の医療保険加入者と65歳以上の者は、住所がある市町村の被保険者となる。 ・資格取得 ・資格喪失 ・資格の取得・喪失を伴わない異動の届出 ・外国人の資格取得等の届出	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	B2003			
3	要介護認定受付事務	申請は、本人又は家族が介護保険課の窓口へ申請書、主治医意見書及び被保険者証を添えて申請する。(郵送も可)	申請は、本人又は家族が福祉保健課の窓口へ申請書、主治医意見書及び被保険者証を添えて申請する。(郵送も可)	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2004			
4	給付管理事務	介護保険の給付には、介護給付と予防給付があるが、それらが適正に支出されているかを把握する。 ・現物給付 ・償還払い ・高額サービス費 ・月報報告	介護保険の給付には、介護給付と予防給付があるが、それらが適正に支出されているかを把握する。 ・現物給付 ・償還払い ・高額サービス費 ・月報報告	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2005			
5	予算管理	介護保険特別会計予算の適正な執行を図る。	介護保険特別会計予算の適正な執行を図る。	合併時に真岡市の特別会計に統合する。
	B2006			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
6	利用者負担軽減	住民税非課税世帯等の低所得者について、負担額の軽減が図られる措置	住民税非課税世帯等の低所得者について、負担額の軽減が図られる措置	現行のとおりとする。
	B2007			
7	介護サービス計画支援事業	高齢者等に対する生活支援及び在宅福祉の推進を図る。 【手数料】 1件 2,000円	高齢者等に対する生活支援及び在宅福祉の推進を図る。 【手数料】 1件 2,000円	現行のとおりとする。
	B2008			
8	介護相談員事業	介護保険の利用者がより満足してサービスを利用することができるよう「介護相談員」をサービス事業所に派遣し、利用者とのコミュニケーションを図る中で利用者と事業者の橋渡し役となり、サービスの質の向上を目指すことを目的とする。 【活動内容】 現在4名を委嘱し、2名1組で、月4日合計8事業所を訪問している。 活動時間 午後3時間程度	未実施	合併時に真岡市の制度を適用する。
	B2010			
9	介護保険制度広報周知	・65歳到達者へのパンフレットの送付 ・ホームページによる広報周知 ・各種説明会による広報周知	・65歳到達者へのパンフレットの送付 ・各種説明会による広報周知	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2011			
10	介護保険システム管理	介護保険の事務事業が円滑に遂行できるようシステムの管理を行う。 サーバ 1台 クライアント 14台	介護保険の事務事業が円滑に遂行できるようシステムの管理を行う。 サーバ 1台 クライアント 6台	合併時に真岡市のシステムに統合する。
	B2013			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
11	介護保険料給付制限事務	介護保険料を正しく納付している者との公平を期すため、滞納者に対しペナルティーを課す。	介護保険料を正しく納付している者との公平を期すため、滞納者に対しペナルティーを課す。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2014			
12	介護保険料 65 歳到達者管理、保険証発行事務	65 歳に到達した被保険者を把握し、被保険者証を交付するとともに、その情報を介護保険料賦課情報と連携するもの	65 歳に到達した被保険者を把握し、被保険者証を交付するとともに、その情報を介護保険料賦課情報と連携するもの	現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、二宮町の被保険者証交付済み者に対しては、新被保険者証を交付する。
	B2015			
13	介護保険料住所地特例者管理事務	被保険者が、他市町村の介護保険施設に入所して施設所在地に住所を変更した場合、現住所地（施設所在地）の市町村ではなく、元の住所地である真岡市が保険者となる。	被保険者が、他市町村の介護保険施設に入所して施設所在地に住所を変更した場合、現住所地（施設所在地）の市町村ではなく、元の住所地である二宮町が保険者となる。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2017			
14	介護保険料適用除外施設入所者管理事務	真岡市に住所がある 65 歳以上の者や 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者であっても、身体障害者福祉法及び障害者自立支援法で規定する身体障害者療護施設等の適用除外施設に入所・入院している者は、被保険者としなない。	二宮町に住所がある 65 歳以上の者や 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者であっても、身体障害者福祉法及び障害者自立支援法で規定する身体障害者療護施設等の適用除外施設に入所・入院している者は、被保険者としなない。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2018			
15	転出の際の受給資格者証の交付事務	要介護認定又は要支援認定を受けている者が、他市町村に転出する際に、市は要介護被保険者に受給資格者証を交付する。	要介護認定又は要支援認定を受けている者が、他市町村に転出する際に、町は要介護被保険者に受給資格者証を交付する。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2019			
16	生活保護者要介護認定受託事務	真岡市福祉事務所から、「40 歳～64 歳の生活保護者」の要介護認定依頼を受け、介護認定審査会において認定審査を行い、審査結果を真岡市福祉事務所長へ通知する。	芳賀福祉事務所から、「40 歳～64 歳の生活保護者」の要介護認定依頼を受け、介護認定審査会において認定審査を行い、審査結果を芳賀福祉事務所長へ通知する。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2020			

No	事務事業名	現 況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
17	2号被保険者認定申請時の特定疾病確認事務	2号被保険者で要介護認定申請時に特定疾病(16種類)に該当する場合の事務手続き	2号被保険者で要介護認定申請時に特定疾病(16種類)に該当する場合の事務手続き	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2021			
18	要介護更新申請依頼事務	更新申請のお知らせ通知を郵送し、円滑な更新処理を行う。	更新申請のお知らせ通知を郵送し、円滑な更新処理を行う。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2022			
19	要介護主治医意見書依頼事務	要介護認定・要支援認定申請の必要な書類を入手する。	要介護認定・要支援認定申請の必要な書類を入手する。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2023			
20	要介護居宅サービス計画作成依頼受付事務	介護保険サービス利用者は、サービスを利用する事前に指定居宅介護支援事業者を決め、市に対して被保険者証を添付して作成依頼届を提出する。 指定居宅介護支援事業者に依頼しないで、自ら居宅サービス計画を作成することもできる。	介護保険サービス利用者は、サービスを利用する事前に指定居宅介護支援事業者を決め、町に対して被保険者証を添付して作成依頼届を提出する。 指定居宅介護支援事業者に依頼しないで、自ら居宅サービス計画を作成することもできる。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2024			
21	要介護遠隔地訪問調査委託事務	遠隔地の訪問調査について業務委託を行う。(更新申請時調査のみ) 【委託料】3,500円(税別)/件	遠隔地の訪問調査について業務委託を行う。(更新申請時調査のみ) 【委託料】3,000円(税別)/件	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2026			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
22	要介護認定受給者台帳管理事務	要介護認定者・要支援認定者の受給者情報を管理し、認定情報の提供等に資する。 町名ごとにファイリング	要介護認定者・要支援認定者の受給者情報を管理し、認定情報の提供等に資する。 被保険者番号順にファイリング	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2028			
23	要介護短期入所連続利用申し出に関する事務	短期入所サービスの連続利用は、30日までと制限されているが、特別の理由がある場合保険者の了解を得ることで、利用を認める。	短期入所サービスの連続利用は、30日までと制限されているが、特別の理由がある場合保険者の了解を得ることで、利用を認める。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2029			
24	要介護認定関係統計事務	【統計内容】 認定者数等の推移 認定申請件数（新規、更新、変更）の統計 認定審査件数の統計 更新認定における期間延長の割合 要介護度の一次判定に対する変更割合 認定調査件数の統計	【統計内容】 認定者数等の推移 認定申請件数（新規、更新、変更）の統計 認定審査件数の統計 更新認定における期間延長の割合 要介護度の一次判定に対する変更割合 認定調査件数の統計	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2030			
25	介護保険現物支給・償還払い給付	・福祉用具購入費の支給 ・住宅改修費の支給 ・高額介護サービス費の支給	・福祉用具購入費の支給 ・住宅改修費の支給 ・高額介護サービス費の支給	現行のとおりとする。
	B2031			
26	介護給付費通知	年3回（3月、7月、11月）、国保連合会に依頼して、介護給付費通知を作成し、サービス利用者の住所地に郵送している。	年6回（2月、4月、6月、8月、10月、12月）、国保連合会に依頼して、介護給付費通知を作成し、サービス利用者の住所地に郵送している。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2032			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
27	高額介護サービス費支給	介護サービス利用者等の1か月に支払った利用者負担額が、世帯合計で一定の上限額を超えた時は、介護サービス利用者には高額介護サービス費として、超えた分が市への申請により払い戻される。		現行のとおりとする。
	B2033	介護サービス利用者等の1か月に支払った利用者負担額が、世帯合計で一定の上限額を超えた時は、介護サービス利用者には高額介護サービス費として、超えた分が町への申請により払い戻される。		
28	介護保険第3者行為求償事務	第三者行為求償事務を国保連合会に委託している。		引き続き真岡市として委託する。
	B2034			
29	介護保険主治医意見書作成手数料支払い事務	【意見書作成手数料】 在宅新規 5,250円 在宅継続・施設新規 4,200円 施設継続 3,150円		合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2035	【意見書作成手数料】 在宅新規 5,250円 在宅継続・施設新規 4,200円 施設継続 3,150円		
30	介護給付費適正化事業	国・県・市町村等が連携して、任意事業として、介護給付の適正化に取り組む。		合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2036			
31	介護給付準備基金管理	各年度の黒字額を介護給付費準備基金として積み立て、次年度以降に備える。 【平成20年度末残高見込】 60,066千円		合併時に統合する。
	B2037	各年度の黒字額を介護給付費準備基金として積み立て、次年度以降に備える。 【平成20年度末残高見込】 39,675千円		
32	介護認定システム管理	厚生労働省が製作した1次判定ソフトの管理及び介護認定支援ネットワークシステムを管理する。		合併時に真岡市のシステムに統合する。
	B2040			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
33	介護保険事業状況報告事務	毎月、被保険者の資格状況、認定状況、給付状況等を抽出し、国保連のデータを取込み過誤状況等を整理のうえ、WISH回線を使用して県に報告する。	毎月、被保険者の資格状況、認定状況、給付状況等を抽出し、国保連のデータを取込み過誤状況等を整理のうえ、WISH回線を使用して県に報告する。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2042			
34	介護保険おむつ使用証明書発行事務	おむつ代の医療費控除を受ける場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」に変わるものとして、法に基づき証明書を発行する。	おむつ代の医療費控除を受ける場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」に変わるものとして、法に基づき証明書を発行する。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2044			
35	国保連との情報交換に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月、国保連と電子媒体（WISH回線）を介して情報交換をしている。 ・国保連合会が事務局を持つ介護保険者連絡協議会により、情報交換をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月、国保連と電子媒体（WISH回線）を介して情報交換をしている。 ・国保連合会が事務局を持つ介護保険者連絡協議会により、情報交換をしている。 	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2046			
36	要介護認定情報提供事務	介護サービス計画を作成するため、介護支援専門員から情報提供の依頼があった場合、要介護認定状況の情報を提供する。	介護サービス計画を作成するため、介護支援専門員から情報提供の依頼があった場合、要介護認定状況の情報を提供する。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2047			
37	高額介護サービス費の貸付事業	<p>高額介護サービス費の一時負担が困難な者に対し、必要な資金を貸付けることにより、被保険者の生活の安定と福祉の増進を図る。（高額介護サービス費の10分の9以内）</p> <p>平成12年法施行後、制度利用者は、なし。</p>	未実施	合併時に真岡市の制度を適用する。
	B2048			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
38	軽度者に対する福祉用具の貸与承認事業	H18.4 から軽度者（要介護 1、要支援 1・2）については、福祉用具貸与が原則給付の対象とならないこととなったことから例外的給付対象と認める事業	H18.4 から軽度者（要介護 1、要支援 1・2）については、福祉用具貸与が原則給付の対象とならないこととなったことから例外的給付対象と認める事業	現行のとおりとする。
	B2050			
39	福祉有償運送(介護サービス事業者)事業	<p>NPO 法人や社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がい者等を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に、有償で移送サービスを行う。</p> <p>事業者は、はじめに市に申請する。市は意見を付して県東健康福祉センター福祉有償運送運営協議会で協議を経る必要がある。協議が整った後、事業者は栃木運輸支局に申請する。</p> <p>【H19.12 現在】</p> <p>許可事業者 4 事業者 登録事業者 1 事業者 計 5 事業者</p>	<p>NPO 法人や社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がい者等を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に、有償で移送サービスを行う。</p> <p>事業者は、はじめに町に申請する。町は意見を付して県東健康福祉センター福祉有償運送運営協議会で協議を経る必要がある。協議が整った後、事業者は栃木運輸支局に申請する。</p> <p>【H19.12 現在】</p> <p>許可事業者 1 事業者 登録事業者 1 事業者 計 2 事業者</p>	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	B2051			
40	地域密着型サービス事業所の指定・指導監督	指定地域密着型サービス事業者の指定は、申請に基づき、市長がサービスの種類と事業所ごとに行う。	指定地域密着型サービス事業者の指定は、申請に基づき、町長がサービスの種類と事業所ごとに行う。	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	B2052			
41	介護保険サービスの提供による事故に係る事務	介護保険サービスの提供により事故が発生し、指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所及び介護保険施設から市に連絡あった場合における迅速かつ的確な対応を確保する。	介護保険サービスの提供により事故が発生し、指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所及び介護保険施設から市に連絡あった場合における迅速かつ的確な対応を確保する。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2054			

No	事務事業名	現 況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
42	介護保険相談・苦情処理事務	保険者の立場として、サービス利用者及び事業者からの苦情に対し、関係機関の密接な連携のもとで適切に対応し、サービスの質の向上を図る。	保険者の立場として、サービス利用者及び事業者からの苦情に対し、関係機関の密接な連携のもとで適切に対応し、サービスの質の向上を図る。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2055			

No	事務事業名	現 況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
1	公立保育所嘱託医の委嘱事務	児童福祉法・児童福祉施設最低基準に基づき内科及び歯科の嘱託医を委嘱し、年2回の健康診断を実施 報酬 年額 170,000 円(加算あり)	児童福祉法・児童福祉施設最低基準に基づき内科及び歯科の嘱託医を委嘱し、年2回の健康診断を実施 報酬 年額 50,000 円(加算あり)	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B3024			
2	嘱託保育士及び臨時保育士等の雇用協議事務	嘱託及び臨時職員(保育士・栄養士・用務婦)の雇用について人事担当と協議を行う。 【雇用期間】 臨時保育士等 1年 勤務後面接試験 嘱託保育士等 3年	嘱託及び臨時職員(保育士・栄養士・用務員)の雇用について人事担当と協議を行う。 【雇用期間】 臨時保育士等 2年以上勤務後面接試験 嘱託保育士等 3年 (ただし、栄養士の期限は定めなし)	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B3025			
3	保育所利用に関する苦情解決のための第三者委員	民生児童委員の中から真岡東部、真岡西部、山前、大内、中村地区各1名の合計5名を委嘱 【報酬】無報酬	民生委員・児童委員協議会より会長(1)、副会長(2)の計3名及び主任児童委員2名の合計5名を委嘱 【報酬】無報酬	合併時に真岡市の制度に統一し、翌年度に二宮地区の委員を委嘱する。 (真岡地区5人二宮地区1人)
	B3026			
4	保育所給食	・3歳未満児 373円×245日 = 91,385円 ・3歳以上児 220円×245日 = 53,900円 ・行事賄い分 5250円 (児童一人当り年額) 以上は保育料に含む 副食は真岡市学校給食センターで委託調理 ・3歳以上児の主食代 1,200円/月 (保護者負担)	・3歳未満児 8,300円×12月 = 99,600円 ・3歳以上児 4,700円×12月 = 56,400円 (行事賄い分含む児童一人当り年額) 以上は保育料に含む 副食は二宮町学校給食共同調理場で委託調理 ・3歳以上児の主食代 1,300円/月 (保護者負担)	合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
	B3031			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
5	学校管理者・日本スポーツ振興センター共済掛金	保育所の管理下における児童の災害等に関する医療給付保険	保育所の管理下における児童の災害等について、設置者負担分を補助することにより設置者負担の軽減を図る。	学校管理者賠償保険は、合併時に真岡市の制度に統一する。 日本スポーツ振興センター共済掛金は、合併時は現行のとおりとし、翌年度に真岡市の制度に統一する。
	B3033	・学校管理者賠償保険 ・日本スポーツ振興センター共済掛金（全額市負担）	・全国町村会総合賠償保険（町で加入） ・日本スポーツ振興センター共済掛金（385 円のうち保護者負担 240 円）	
6	認可外保育施設の設置届及び運営状況報告書の受付・進達	認可外保育施設は、児童福祉法に基づき設置届及び運営状況の報告が義務付けられており、これらの受付及び県に対し書類の進達を行っている。	認可外保育施設は、児童福祉法に基づき設置届及び運営状況の報告が義務付けられており、これらの受付及び県に対し書類の進達を行っている。	現行のとおりとする。
	B3042			
7	県保育協議会参画事務	栃木県保育協議会 施設負担金 7,300 円×4 保育所 個人負担金（個人負担） 施設長 3,000 円 ほか	栃木県保育協議会 施設負担金 7,300 円×1 保育所 個人負担金（公費負担） 施設長 3,000 円 ほか	引き続き真岡市として加入する。 個人負担金は、個人負担とする。
	B3051			
8	県東部地区保育研究会参画事務	県東部地区保育研究会 施設費 7,000 円×4 保育所 職員会費（個人負担） 500 円×28 人	県東部地区保育研究会 施設費 7,000 円×1 保育所 職員会費（公費負担） 500 円×11 人	引き続き真岡市として加入する。 職員会費は、個人負担とする。
	B3052			
9	各種講習会、研修会参加	各種実技研修（リトミック・運動会実技等）に参加する。	各種実技研修（リトミック・運動会実技等）に参加する。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B3053	負担金 10,000 円×12 人（公費負担）	負担金 10,000 円×5 人（公費負担）	
10	県社会福祉協議会参画事務	栃木県社会福祉協議会負担金として 3,000 円×4 保育所	栃木県社会福祉協議会負担金として 3,000 円×1 保育所	引き続き真岡市として加入する。
	B3058			

No	事務事業名	現 況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
11	SL 利用園外保育事業	真岡鐵道の利用を促進するとともに、園外保育を実施し、園児の社会性をはぐくむ。 保育所児童の SL 体験乗車（借上げバスにより駅まで送迎）	真岡鐵道の利用を促進するとともに、園外保育を実施し、園児の社会性をはぐくむ。 保育所児童の SL 体験乗車（保護者により駅まで送迎）	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B3063			
12	県母子寡婦福祉会連合会 参画事務	財団法人 栃木県母子寡婦福祉連合会 法令外負担金 会員 176 人×43 円 7,600 円	財団法人 栃木県母子寡婦福祉連合会 法令外負担金 会員 21 人×43 円 900 円	真岡市の会員は引き続き加入し、二宮町の会員は新市の会員として加入する。
	B3067			
13	里親関連事務	里親希望の申請を受付け、中央児童相談所に進達する。	里親希望の申請を受付け、中央児童相談所に進達する。	現行のとおりとする。
	B3069			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
1	高齢者サービス調整チーム	未実施	高齢者にかかわらず障がい者関係も含め、地域ケア会議及び、入所判定会議として活動している。 (保健福祉課長、県東健康福祉センター所長等)	合併時に廃止し、老人ホーム入所判定委員会に振り替える。
	B4002			
2	高齢者実態把握事業	1 ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の把握 (民生委員に依頼し毎年1月に調査) 2 特定高齢者の把握 (生活機能評価に基づき、地域包括支援センター職員が訪問調査)	1 ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の把握 (民生委員に依頼し毎年1回調査) 2 特定高齢者の把握 (生活機能評価に基づき、在宅介護支援センターに委託し訪問調査) 【委託料】 1件2,000円	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B4018			
3	介護予防事業	1 介護予防特定高齢者施策事業 (1) 通所型介護予防事業 (2) 訪問型介護予防事業 2 介護予防一般高齢者施策事業 (1) 介護予防普及啓発事業 (2) 地域介護予防活動支援事業	1 介護予防特定高齢者施策事業 (1) 通所型介護予防事業 (2) 訪問型介護予防事業 2 介護予防一般高齢者施策事業 (1) 介護予防普及啓発事業	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B4025			
4	高齢者虐待防止事務	高齢者虐待に関する相談があったときは、地域包括支援センターにおいて対応している。 毎月「高齢者虐待状況報告書」を県に提出	高齢者虐待に関する相談があったときは、地域包括支援センターにおいて対応している。 毎月「高齢者虐待状況報告書」を県に提出	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B4028			
5	シルバースポーツ大会支援事業	高齢者の生きがいづくりと老人クラブへの加入促進を図るため、老人クラブ連合会主催のシルバースポーツ大会を支援する。 【種目】ペタンク、グラウンドゴルフ、輪投げ	未実施 (社会体育事業としてゲートボール大会を実施)	合併時に真岡市の制度を適用する。
	B4029			

No	事務事業名	現 況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
6	介護保険障害者控除対象者認定事業	障害者手帳を持たない高齢者で障がい程度が手帳を取得できる程度の者について障害者控除対象者の認定を行う。	障害者手帳を持たない高齢者で障がい程度が手帳を取得できる程度の者について障害者控除対象者の認定を行う。	現行のとおりとする。
	B4030			
7	地域福祉づくり推進事業	70歳以上の高齢者を対象として自治会単位で実施し、市は交付金を支出する。 1 ミニデイホーム運営事業 2 ミニデイホーム新規開設・改修事業 3 井頭温泉招待事業 4 敬老会事業	未実施	合併時に真岡市の制度を適用する。
	B4051			
8	特別児童扶養手当	重度の心身障がい児を扶養している保護者に対し手当を支給 4月、8月、12月支給 手当は県が直接受給者の口座に振込む。	重度の心身障がい児を扶養している保護者に対し手当を支給 4月、8月、12月支給 手当は県が直接受給者の口座に振込む。	現行のとおりとする。
	B4058			
9	福祉事務所実施事務	1 生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関すること（社会福祉法第14条第6項、市条例第2条第1項） 2 上記のほか、社会福祉に関する事務のうち、市長が必要と認める事務に関すること（市条例第2条第2項）	未実施 （栃木県芳賀福祉事務所）	二宮町の事務については、合併時に栃木県から事務を引き継ぎ、真岡市の事務に統合する。
	B4059			
10	ボランティア活動推進	真岡市社会福祉協議会で実施 （市からの補助金に含まれる）	二宮町社会福祉協議会で実施 （町からの補助金に含まれる）	統合した社会福祉協議会で実施する。
	B4062			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
11	福祉行政報告事務	社会福祉関係諸法規の施行に伴う都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得るための報告	社会福祉関係諸法規の施行に伴う都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得るための報告	現行のとおりとする。
	B4065			
12	行旅病人・行旅死亡人に関すること	行旅病人、行旅死亡人について、身元確認その他の事務を行う。	行旅病人、行旅死亡人について、身元確認その他の事務を行う。	現行のとおりとする。
	B4069			
13	日本赤十字社地区分区事務	日本赤十字社栃木県支部真岡市地区 【事務の内容】 日本赤十字社の各種事業の推進	日本赤十字社栃木県支部芳賀地区二宮町分区 (二宮町社会福祉協議会で実施) 【事務の内容】 日本赤十字社の各種事業の推進	合併時に真岡市の制度に統一する。 日本赤十字社栃木県支部芳賀地区二宮町分区は、合併時に日本赤十字社栃木県支部真岡市地区に統合するよう働きかける。
	B4071			
14	被災者生活再建支援事業	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。	現行のとおりとする。
	B4072			
15	恩給欠格者取扱い事務	平和祈念事業特別基金では、いわゆる恩給欠格者（恩給法令でいう旧軍人軍属であって、年金たる恩給を受給する資格がない方など）に内閣総理大臣名の書状等を贈呈する事業を行っている。市では、請求に関する書類等を備え付けており、問い合わせに関する相談などを受けている。	平和祈念事業特別基金では、いわゆる恩給欠格者（恩給法令でいう旧軍人軍属であって、年金たる恩給を受給する資格がない方など）に内閣総理大臣名の書状等を贈呈する事業を行っている。町では、請求に関する書類等を備え付けており、問い合わせに関する相談などを受けている。	現行のとおりとする。
	B4080			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
16	精神障害者保健福祉手帳事務	精神に障がいを持つ人が各種サービスを受けるための精神障害者保健福祉手帳を交付する。(栃木県知事が交付) 市で受付し、県東健康福祉センターへ進達	精神に障がいを持つ人が各種サービスを受けるための精神障害者保健福祉手帳を交付する。(栃木県知事が交付) 町で受付し、県東健康福祉センターへ進達	現行のとおりとする。
	B4081			
17	自立支援医療(精神通院)支給認定申請等受付事務	自立支援医療は、精神障がい者が通院による医療を受ける場合に、医療費を助成することにより健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的としている。	自立支援医療は、精神障がい者が通院による医療を受ける場合に、医療費を助成することにより健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的としている。	現行のとおりとする。
	B4082			
18	栃木県精神障害者援護会参画事務	社団法人栃木県精神障害者援護会は、広報啓発活動、精神障がい者の福祉の向上、社会復帰の促進、家族会の育成等を行っている。 【法令外負担金】 19,400円	社団法人栃木県精神障害者援護会は、広報啓発活動、精神障がい者の福祉の向上、社会復帰の促進、家族会の育成等を行っている。 【法令外負担金】 7,000円	引き続き真岡市として加入し、二宮町は合併の前日をもって退会する。
	B4089			
19	療育手帳事務	知的障がい児(者)が各種の援護や相談を受けるために療育手帳を交付する。(栃木県知事が交付) 市で受付し、中央児童相談所またはとちぎリハビリテーションセンターに進達	知的障がい児(者)が各種の援護や相談を受けるために療育手帳を交付する。(栃木県知事が交付) 町で受付し、県東健康福祉センターに進達	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B4091			
20	TASK.NET 障害者自立支援システムの管理事務	障がい福祉サービス費の支給量決定及び受給者管理、審査、支払、データ集計のための電算システム TKC開発	障がい福祉サービス費の支給量決定及び受給者管理、審査、支払、データ集計のための電算システム TKC開発	合併時に真岡市のシステムに統合する。
	B4097			
21	ケア会議	障がい者への処遇等の検討のための関係者(市職員、医療関係者等)のケア会議を開催する。	障がい者への処遇等の検討のための関係者(町職員、医療関係者等)のケア会議を開催する。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B4098			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
22	障害者自立支援給付費審査支払事務の委託	自立支援給付費の内容審査および支払について国保連合会に委託する。 審査手数料は、自立支援給付費請求1件当たり200円	自立支援給付費の内容審査および支払について国保連合会に委託する。 審査手数料は、自立支援給付費請求1件当たり200円	引き続き真岡市として委託する。
	B4099			
23	身体障害者手帳事務	身体に障がいを持つ人が各種サービスを受けるために身体障害者福祉法に基づき手帳を交付する。(栃木県知事が交付)	身体に障がいを持つ人が各種サービスを受けるために身体障害者福祉法に基づき手帳を交付する。(栃木県知事が交付)	現行のとおりとする。
	B4100	市で受付し、とちぎリハビリテーションセンターへ進達	町で受付し、とちぎリハビリテーションセンターへ進達	
24	NHK放送受信料減免関係事業	障がいの程度や収入により半額免除と全額免除がある。 真岡市福祉事務所長の証明書(減免申請書の一部に証明)を受け、本人がNHKへ提出	障がいの程度や収入により半額免除と全額免除がある。 芳賀福祉事務所長の証明書(減免申請書の一部に証明)を受け、本人がNHKへ提出	現行のとおりとする。
	B4112			
25	有料道路通行料割引証交付事業	全ての身体障がい者が自ら運転する場合、重度の身体障がい者又は重度の知的障がい者を乗せて、介護者が運転する場合に、市福祉事務所で手続きすることにより有料道路の通行料金の50%が割引される。	全ての身体障がい者が自ら運転する場合、重度の身体障がい者又は重度の知的障がい者を乗せて、介護者が運転する場合に、町で手続きすることにより有料道路の通行料金の50%が割引される。	現行のとおりとする。
	B4113			
26	心身障害者扶養共済制度	心身に障がいのある方の保護者が、毎月掛金を納めることによって、万一死亡または重度の障がいになったときに、残された心身に障がいのある方に終身一定額の年金を支給する事業	心身に障がいのある方の保護者が、毎月掛金を納めることによって、万一死亡または重度の障がいになったときに、残された心身に障がいのある方に終身一定額の年金を支給する事業	現行のとおりとする。
	B4114			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
27	身体障害者・知的障害者相談員推薦事務	[身体障害者相談員] ・県相談員... 6名	[身体障害者相談員] ・県相談員... 2名	引き続き真岡市として推薦する。
	B4117	[知的障害者相談員] ・県相談員... 6名 ・任期... 2年	[知的障害者相談員] ・県相談員... 2名 ・任期... 2年	
28	栃木県障害者スポーツ大会に関すること	栃木県身体障害者スポーツ大会(県主催)参加	栃木県身体障害者スポーツ大会(県主催)参加	現行のとおりとする。
	B4118	各競技参加申し込みの取りまとめ及び大会当日の会場等での選手団のサポートを行う。	各競技参加申し込みの取りまとめ及び大会当日の会場等での選手団のサポートを行う。	
29	人権啓発に関する事務	・人権問題等に関する研修会等への参加	・人権講演会等に町職員を派遣。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B4123	・人権啓発活動地方委託事業の受託(平成19年度委託されず) ・人権講演会の開催 ・人権の花運動の実施 ・啓発物品等の配布	・人権啓発活動地方委託事業の受託(平成19年度) ・「人権の花」運動の実施(久下田小学校) ・人権教室の開催(久下田小学校) ・人権啓発物品等の配布	
30	人権擁護委員候補者推薦事務	宇都宮地方法務局長からの候補者推薦依頼により、人権擁護委員法第6条第3項の規定に従い市議会の意見を聞いて人権擁護委員候補者の推薦をする。	宇都宮地方法務局長からの候補者推薦依頼により、人権擁護委員法第6条第3項の規定に従い町議会の意見を聞いて人権擁護委員候補者の推薦をする。	引き続き真岡市として推薦する。
	B4126	【任期】 3年 【委員数】 7名	【任期】 3年 【委員数】 4名	
31	栃木県都市民生事業連絡協議会参画事務	【組織】 14市の民生委員協議会長及び福祉事務所長で組織する。	未実施	引き続き真岡市として加入する。
	B4146	【年間行事】 総会、幹事会(2回)、職員研修会(2回) 【負担金】 平成19年度 16,700円		

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
32	恩給援護事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軍人恩給受給者の死亡時の手続き等の案内 ・ 恩給局、県恩給援護担当等の連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軍人恩給受給者の死亡時の手続き等の案内 ・ 恩給局、県恩給援護担当等の連絡 	現行のとおりとする。
	B4149			
33	戦没者遺族高齢者慰問事業	戦没者の父母若しくは妻で79歳以上の者に対し慰問金を支給する。	未実施	合併時に真岡市の制度を適用する。
	B4150	1人 3,000円		
34	旧軍人遺族等支援事業	軍人遺族に対する特別給付金、特別弔慰金等に関する相談、受付、国債の交付等を行う。	軍人遺族に対する特別給付金、特別弔慰金等に関する相談、受付、国債の交付等を行う。	現行のとおりとする。
	B4151			
35	傷痍軍人会芳賀支部参画事務	未実施	郡傷痍軍人会負担金	二宮町は合併の前日をもって退会する。
	B4158			
36	ホームレスに関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行旅病人者等の扱いに準じる ・ 入院や、住所の設定等が行われ相談があった場合は、生活保護の適用等も検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行旅病人者等の扱いに準じる ・ 入院や、住所の設定等が行われ相談があった場合は、生活保護の適用等も検討する。 	現行のとおりとする。
	B4165			
37	民生委員表彰推薦事務	<p>民生委員は、在職年数により各種表彰の対象となるため、表彰対象者の推薦に当たり、経歴、功績等調書の作成事務を行う。</p> <p>併せて、在職年数、表彰歴等の管理が必要となる。</p>	<p>民生委員は、在職年数により各種表彰の対象となるため、表彰対象者の推薦に当たり、経歴、功績等調書の作成事務を行う。</p> <p>併せて、在職年数、表彰歴等の管理が必要となる。</p>	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	B4170			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
38	県社会福祉協議会参画事務	県社会福祉協議会に参画する 負担金 61,000 円 (市長会で審議決定)	県社会福祉協議会に参画する 負担金 15,000 円 (町村会で審議決定)	引き続き真岡市として参画し、二宮町は合併の前日をもって退会する。
	B4174			
39	精神保健相談	相談を受け、精神障害者保健福祉手帳や、通院公費医療費負担制度又は在宅の福祉サービス等の利用につなげ、又は、社会復帰に関するあっせん、調整をする。	相談を受け、精神障害者保健福祉手帳や、通院公費医療費負担制度又は在宅の福祉サービス等の利用につなげ、又は、社会復帰に関するあっせん、調整をする。	現行のとおりとする。
	B4180			
40	認知症地域支援体制構築等推進事業	認知症への対応を行うマンパワーや拠点などをネットワーク化することで、認知症高齢者等と家族に対する有効な支援体制を先駆的に構築し、各地域にその成果を普及する。	未実施	合併時に真岡市の制度を適用する。
	B4184			
41	手話通訳者の配置	【実施】毎月第2火曜日 午前9時～12時 【配置課】福祉課 (利用内容により、必要な部署に同行する。)	未実施	現行のとおりとする。
	B4188			
42	生活サポート事業(地域生活支援事業)	居宅において生活する障がい者に対して、家事援助や生活援助を行うことにより、自立した生活の推進を図る。	未実施	合併時に真岡市の制度を適用する。
	B4190			
43	福祉保健センター管理事業	【名称】真岡市総合福祉保健センター 【所在地】真岡市荒町 110-1 ・福祉部門と保健部門を兼ねた施設	【名称】二宮町保健センター 【所在地】二宮町久下田西 4 丁目 30 ・保健部門のみの施設	真岡市総合福祉保健センター及び二宮町保健センターは、現行のとおり新市に引き継ぐ。
	B4195			

No	事務事業名	現 況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
44	介護者教室	未実施	地域支援事業の任意事業として、在宅介護支援センター2か所に委託し、年3回程度実施している。	合併時に廃止し、介護予防事業に振り替える。
	B4197			
45	社会福祉基金	【名称】 真岡市社会福祉基金	【名称】 高齢者福祉対策基金	合併時に真岡市社会福祉基金に統合する。
	B4207	【平成 20 年度末残高見込】 63,529 千円	【平成 20 年度末残高見込】 229,444 千円	

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
1	青色申告会支援事業	青色申告制度の趣旨に鑑み小規模企業経営の合理化を図り会員の経済的地位の向上を図ることを目的とした会を支援	青色申告制度の趣旨に鑑み小規模企業経営の合理化を図り会員の経済的地位の向上を図ることを目的とした会を支援	合併時に真岡市の制度に統一する。 青色申告会は、合併時に統合するよう働きかける。
	C1001			
2	たばこ販売組合支援事業	市たばこ税の増収、スモーキングクリーン運動等によりたばこのイメージアップに貢献している会を支援 ・販売実績優秀者表彰 感謝状の交付、記念品贈呈 ・役員研修の実施	町たばこ税の増収、スモーキングクリーン運動等によりたばこのイメージアップに貢献している会を支援 ・販売実績優秀者表彰 感謝状の交付、記念品贈呈	合併時に真岡市の制度に統一する。 たばこ販売組合は、合併時に統合するよう働きかける。
	C1003			
3	中小企業融資基金	未実施	町内の中小企業者の必要な資金融資を促進し、その本質の改善と経営の合理化を図り、中小企業の振興に寄与するため基金を設置し、県信用保証協会を通して町内の金融機関に預託 平成20年度末残高見込：29,420千円	中小企業融資基金については、合併時に廃止し、その資金を真岡市の財政調整基金に組み入れる。
	C1009			
4	公設芳賀地方卸売市場参画事務	・芳賀地域の食品の安定供給を目的として設立 ・施設の管理運営に要する経費に対し、分担金を支出	・芳賀地域の食品の安定供給を目的として設立 ・施設の管理運営に要する経費に対し、分担金を支出	芳賀地区広域行政事務組合の共同処理事務として、引き続き真岡市として加入する。
	C1011			
5	商店会連合会支援事業	各商店会の育成強化と連帯意識を高揚し、経営の近代化と繁栄を図ることを目的とした会を支援 ・懇談会の開催など	未実施	現行のとおりとする。
	C1015			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
6	ベンチャーオフィス運営支援事業	市、商工会議所及び(財)県産業振興センター等により構成される「真岡オフィスプラン21 運営協議会」を設置し、施設の運営や入居者の選定等を実施	未実施	現行のとおりとする。
	C1020			
7	商店会共同事業貸付事業	商店会共同事業特別資金の貸付けについて、市がその原資を年度当初に商工会議所に預託 金利は無利子	未実施	現行のとおりとする。
	C1021			
8	鉱業権に関する事務	鉱業法に基づく鉱業権の設定（試掘権及び採掘権）に対する県との協議事務	鉱業法に基づく鉱業権の設定（試掘権及び採掘権）に対する県との協議事務	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C1025			
9	砂利採取に関する事務	・砂利採取法及び採石法に基づく県の許可に対する意見書の提出 ・採取場のパトロール ・事業終了後の現地確認	・砂利採取法及び採石法に基づく県の許可に対する意見書の提出 ・採取場のパトロール ・事業終了後の現地確認	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C1026			
10	陸砂利採石監視事業	監視員を委嘱し、陸砂利採取場、採石場において違法採取による公共施設の破損、不法侵掘、流水の汚濁を監視	監視員を委嘱し、陸砂利採取場、採石場において違法採取による公共施設の破損、不法侵掘、流水の汚濁を監視	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C1027			
11	大規模小売店舗立地法に関する事務	・大店立地法に基づく県の公告に対する意見書の提出 ・庁内関係課で構成する市大規模小売店舗立地法意見調整連絡会議において意見書の協議	・大店立地法に基づく県の公告に対する意見書の提出 ・庁内関係課で構成する連絡会議において意見書の協議	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C1028			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
12	県信用保証協会出捐金に関する事務	県信用保証協会の運営に必要な出捐金を出捐 〔出捐金〕12,712千円	県信用保証協会の運営に必要な出捐金を出捐 〔出捐金〕5,106千円	引き続き真岡市として加入し、二宮町は、合併の前日をもって退会する。二宮町の出捐金については、新市に引き継ぐ。
	C1029			
13	工場立地法に関する事務	工場立地法に基づく特定工場の新設・変更等の届出受理等	工場立地法に基づく特定工場の新設・変更等の届出受理等	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C1032			
14	工業団地排水施設維持管理事業	勝瓜口土地改良区と協定を締結し、第4工業団地から発生する雨水を農業用排水路に放流（負担金）	未実施	現行のとおりとする。
	C1034			
15	真岡産業振興会支援事業	会員企業の育成強化（経営の近代化、合理化）を図り、地域産業の振興を図ることを目的とした会を支援 ・情報交換及び懇談会の開催	未実施	現行のとおりとする。
	C1035			
16	真岡商工タウン管理協会支援事業	企業の各種の経済活動や従業員の福利厚生など自主的な管理運営を図ることを目的とした会を支援 ・情報交換及び懇談会の開催	未実施	現行のとおりとする。
	C1036			
17	計量に関する事務	適正な計量の実施を確保するため、取引または証明に使用する計量器を、2年に一度定期検査を行う。	適正な計量の実施を確保するため、取引または証明に使用する計量器を、2年に一度定期検査を行う。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C1037			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
18	雇用促進支援事業	事業所の労働力の充実を図り、企業の発展の助成、地域産業の振興に寄与するため設置された真岡地区雇用協会を支援（補助金）	事業所の労働力の充実を図り、企業の発展の助成、地域産業の振興に寄与するため設置された真岡地区雇用協会二宮支部を支援（負担金）	合併時に真岡市の制度に統一する。 真岡地区雇用協会は、合併時に統合するよう働きかける。
	C1048			
19	真岡コンピュータ・カレッジ支援事業	・真岡コンピュータ・カレッジを運営する職業訓練法人真岡情報処理学園に対する支援 ・会員会費として負担金を支出	未実施 ・会員会費として負担金を支出	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C1056			
20	栃木県中小企業団体中央会支援事業	中小企業で構成する各団体の組織強化等を目的とした会の支援（負担金） 〔会員組合数〕21 組合	中小企業で構成する各団体の組織強化等を目的とした会の支援（負担金） 〔会員組合数〕2 組合	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C1063			
21	観光PRに関する事務	広くPRし交流人口の増加を図る。 ・観光パンフレット作成 ・真岡市観光協会による宣伝	広くPRし交流人口の増加を図る。 ・観光パンフレット作成	新市において引き続きPRする。
	C1068			
22	県観光協会に関する事務	とちぎ観光センターへ観光情報の提供	とちぎ観光センターへ観光情報の提供	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C1073			
23	首都圏自然歩道に関する事務	・首都圏自然歩道管理業務 ・首都圏自然歩道再整備計画調査事務	・首都圏自然歩道管理業務 ・首都圏自然歩道再整備計画調査事務	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	C1075			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
24	観光関係団体参画事務	・芳賀地域整備推進協議会（負担金） ・やすらぎの栃木路共同宣伝参画事業 （負担金）	・芳賀地域整備推進協議会（負担金） ・やすらぎの栃木路共同宣伝参画事業 （負担金）	引き続き真岡市として加入し、二宮町は、合併の前日をもって退会する。
	C1079、C1089			
25	勤労者表彰事業	勤労者の勤労意欲の向上等を目的に、優秀社員表彰、技能検定試験合格者表彰を実施	未実施	合併時に真岡市の制度を適用する。
	C1090			
26	真岡市大産業祭支援事業	真岡市の商業・工業・農業・消費者活動を広く紹介し、市民生活の向上と経済活動の発展に寄与することを目的とした大産業祭を支援（市が実行委員会事務局）	未実施	現行のとおりとする。
	C1091			
27	県高度技術産学連携地域協議会参画事業	高度技術産学連携地域を活用した新たな事業活動の促進を図るために人材育成事業、地域産業創生事業、情報提供事業を目的とした協議会に加入	未実施	引き続き真岡市として加入する。
	C1092			
28	メーデー開催支援事業	県統一メーデー芳賀地区大会を支援（補助金）	未実施	現行のとおりとする。
	C1093			
29	煙火消費許可事務	火薬類取締法に基づく煙火消費申請の許可事務等	火薬類取締法に基づく煙火消費申請の許可事務等	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C1094			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
30	お祭り基金 (ふるさと創生基金)	祭りを通してふるさと意識の高揚を図り、連帯感あふれる郷土づくりを行うため、ふるさと創生資金をもとに基金設置〔お祭り基金〕 平成20年度末残高見込：66,416千円	地域づくりを円滑に推進するため、ふるさと創生資金をもとに基金を設置 〔ふるさと創生基金〕 平成20年度末残高見込：0千円	現行のとおりとする。 (二宮町のふるさと創生基金は合併前に廃止となる。)
	C1095			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
1	とちぎ「食と農ふれあいフェア」参画事業	健全な食生活の実現に向けた取り組みをPRする総合的なイベントを実施 〔開催時期〕毎年10月下旬の土曜日・日曜日 〔開催場所〕マロニエプラザ	未実施	現行のとおりとする。
	C2003			
2	認定農業者育成事業	経営規模の拡大や法人化を含めた経営管理の合理化など経営改善への取り組みを進め、認定農業者を育成 〔平成19年度末認定農業者数〕380名	経営規模の拡大や法人化を含めた経営管理の合理化など経営改善への取り組みを進め、認定農業者を育成 〔平成19年度末認定農業者数〕281名	現行のとおりとする。 二宮町において認定した認定農業者は、新市に引き継ぐ。
	C2009			
3	農業・農村男女共同参画ビジョンに関する事務	男女がともに支えあう農村社会の気運醸成や意識の啓発を図るため、ビジョンを作成し推進する。 〔作成年月〕平成15年度 〔目標年度〕平成22年度	男女がともに支えあう農村社会の気運醸成や意識の啓発を図るため、ビジョンを作成し推進する。 〔作成年月〕平成15年度 〔目標年度〕平成22年度	合併時に真岡市のビジョンを基準に統合する。 平成23年度以降は上位計画である真岡市男女共同参画社会づくり計画により推進する。
	C2014			
4	大家畜経営維持資金利子補給事業	BSE関連で影響を受けた大家畜経営者に貸し付けた資金の利子に対し、利子補給する。	未実施	合併時に真岡市の制度を適用する。
	C2019			
5	家族経営協定締結に関する事務	農業経営の従事者が共同経営者として家族経営協定を締結する。 〔平成19年度末協定締結数〕76家族	農業経営の従事者が共同経営者として家族経営協定を締結する。 〔平成19年度末協定締結数〕77家族	合併時に真岡市の制度に統一する。二宮町において締結した家族経営協定は、新市に引き継ぐ。
	C2022			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
6	農業農村整備事業管理計画策定事務	<p>関連施策と十分な調整を行い、関係者間の合意形成を図り、政策総合の実現に資する農業農村整備事業管理計画を策定する。</p> <p>〔農業生産基盤整備事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営体育成基盤整備事業（予定工期） ：鬼怒川西部地区（H17～H22） 基幹水利施設ストックマネジメント事業 ：鬼怒中央地区（H20～H21） <p>〔農地等保全管理〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 県河川応急事業（予定工期） ：強口堰地区（H18～H21） ：筒内堰地区（H19～H22） <p>〔農業振興〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 基盤整備促進事業（予定工期） ：塚田堰地区（H24～H26） ：穴川用水大前堰地区（H25～H27） 	<p>関連施策と十分な調整を行い、関係者間の合意形成を図り、政策総合の実現に資する農業農村整備事業管理計画を策定する。</p> <p>〔農業生産基盤整備事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営体育成基盤整備事業（予定工期） ：鬼怒川西部地区（H17～H22） ：小貝川西2期地区（H11～H22） 担い手育成型（予定工期） ：石島地区（H21～H26） <p>〔農村整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業集落排水事業（予定工期） ：二宮東部地区（H15～H20） 	合併時は現行のとおりとし、新市において、速やかに農業農村整備事業管理計画を策定する。
	C2029			
7	農業行政システム電算処理事業	<p>生産調整を推進するため、水田情報の異動処理及び適切な管理を行う。</p> <p>生産調整を円滑に行えるよう、水田農業推進協議会に水田情報の提供を行う。</p>	<p>生産調整を推進するため、水田情報の異動処理及び適切な管理を行う。</p> <p>生産調整を円滑に行えるよう、水田農業推進協議会に水田情報の提供を行う。</p>	合併時に真岡市の電算システムに統合する。
	C2051			
8	園芸団地推進事業	園芸団地、農産物販売交流施設を利用し、いちごの観光農園及び地元で生産された新鮮で安全・安心な農産物のPRと地産地消、都市と農村の交流事業の推進	未実施	現行のとおりとする。
	C2068			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
9	市町民農園指導事務	市民農園整備促進法及び特定農地貸付法に基づく申請受付指導事務等	市民農園整備促進法及び特定農地貸付法に基づく申請受付指導事務等	現行のとおりとする。
	C2074	特定農地貸付法による市民農園 1か所	開設申請受けなし	
10	芳賀地方「花」「食」「農」まつり参画事業	県、芳賀地方花き振興協議会、芳賀地区内市町等で組織する実行委員会が花き生産の振興を図るとともに、消費者との交流を通して食料・農業・農村に対する理解を促進することを目的に開催	県、芳賀地方花き振興協議会、芳賀地区内市町等で組織する実行委員会が花き生産の振興を図るとともに、消費者との交流を通して食料・農業・農村に対する理解を促進することを目的に開催	引き続き真岡市として参画する。
	C2077			
11	農業災害・病虫害対策事業	農業災害発生状況を把握し、被害に対して的確な救済措置等を図る。	農業災害発生状況を把握し、被害に対して的確な救済措置等を図る。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C2098			
12	農業災害復旧事業	農地・土地改良施設等の災害復旧を実施	農地・土地改良施設等の災害復旧を実施	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C2099			
13	養蚕・養蜂・水産業に関する事務	養蚕・養蜂・水産業に関する情報周知事務 養蚕農家 なし 養蜂農家 5戸 水産業 鬼怒川河川敷やな設置意見書	養蚕・養蜂・水産業に関する情報周知事務 養蚕農家 なし 養蜂農家 4戸 水産業 なし	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C2100			
14	保安林に関する事務	保安林指定及び解除に係る意見書、告示文書の掲示関連事務	未実施（保安林がないため）	現行のとおりとする。
	C2110			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
15	火入れ許可に関する事務	真岡市に所在する森林又は森林の周囲 1 キロメートルの範囲内にある土地にお ける火入れに関する許可事務	二宮町に所在する森林又は森林の周囲 1 キロメートルの範囲内にある土地にお ける火入れに関する許可事務	合併時に真岡市の制度に統一 する。
	C2113			
16	森林施業計画認定・伐採届 に関する事務	森林団地施業計画の認定及び森林施業 団地計画内の森林伐採届に関する事務	森林団地施業計画の認定及び森林施業 団地計画内の森林伐採届に関する事務	合併時に真岡市の制度に統一 する。
	C2114			
17	林業関係団体に関する事務	真岡市南高岡農林産物生産組合の支援	未実施	現行のとおりとする。
	C2131			
18	農村公園整備計画	農村地域の憩いの場として、また、農 村生活環境の改善を図るため、農村公園 を整備する。 〔整備予定〕東沼地区 面積 2,252 m ² (平成 15 年度取得)	農村地域の憩いの場として、また、農 村生活環境の改善を図るため、農村公園 を整備する。 〔整備予定〕谷貝新田公園、石島公園、 砂ヶ原西公園	現行のとおり新市に引き継ぐ。 ただし、整備時期については、 新市において調整する。
	C2138			
19	農業用施設原材料支給事業	未実施 (生活道等への碎石等の支給は、建設課 で実施)	農業用施設の小規模な維持修繕に対し て、労力は受益者及び地域住民とし、原 材料を支給して迅速な対応を図る。 現時点では農道への碎石の支給が主	合併時に真岡市の制度に統一 する。
	C2158			
20	基幹水利施設管理支援事業	鬼怒川南部土地改良区連合が管理して いる基幹的施設の維持管理の支援事業	鬼怒川南部土地改良区連合が管理して いる基幹的施設の維持管理の支援事業	合併時に真岡市の制度に統一 する。
	C2171			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
21	国営鬼怒中央農業水利事業 地元負担金償還事務	国営農業水利事業で国が建設した、鬼怒中央地区岡本頭首工建設費の地元負担金の償還事務	未実施	現行のとおりとする。
	C2173			
22	遊休農地対策事業	遊休農地の発生防止と解消を図るための多面的取組みを行う。 平成20年度から耕作放棄地の解消に対し20,000円/10aを限度に交付	遊休農地の発生防止と解消を図るための多面的取組みを行う。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C2192			
23	特産品開発研究会に関する事務	未実施	地産地消を推進し、地域農産物を有効活用した加工食品を開発し、地域産業の活性化を図ることを目的に女性団体を中心に組織し、研究開発を行う。 (平成19年1月設立)	合併時に二宮町の制度を適用し、新市において、組織等を見直す。
	C2193			
24	いちごPR看板維持管理事業	未実施	イチゴの生産が日本一であることを町外に向けてPRするため設置した看板の維持管理 〔設置箇所〕 国道294号線沿い (にのみや道の駅付近) 町道4238号線(旧国道294号線)沿い (石島地内)	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	C2198			
25	担い手経営展開支援リース事業	JA全農が認定農業者を対象に経営規模拡大や経営転換を図るための必要な機械の導入や施設整備をリース方式により実施する事業を支援	JA全農が認定農業者を対象に経営規模拡大や経営転換を図るための必要な機械の導入や施設整備をリース方式により実施する事業を支援	現行のとおりとする。
	C2200			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
26	五行川遊水地管理協定	未実施	五行川遊水地整備工事が着工するまでの間、当該用地を採草地として利用する協定 〔協定の締結〕 真岡土木事務所長と二宮町長 二宮町長と採草地利用組合 (酪農家7戸で組織)	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	C2202			
27	農政関係団体参画事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンサンショク芳賀連絡会 ・ 芳賀地方農業振興協議会 ・ 県立真岡北陵高等学校農業教育推進協議会 ・ 芳賀地方そばの郷づくり推進協議会 ・ 県かんぴょう生産流通連絡協議会 ・ 県治山林道協会 ・ 利根川水系農業水利協議会 ・ 栃木県土地改良事業団体連合会 ・ 農村総合整備事業促進協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンサンショク芳賀連絡会 ・ 芳賀地方農業振興協議会 ・ 県立真岡北陵高等学校農業教育推進協議会 ・ 芳賀地方そばの郷づくり推進協議会 ・ 県治山林道協会 ・ 利根川水系農業水利協議会 ・ 栃木県土地改良事業団体連合会 ・ 農村総合整備事業促進協議会 	引き続き真岡市として加入し、二宮町は合併の前日をもって退会する。
	C2028、C2035、C2036、C2063、C2078、C2096、C2105、C2166、C2180、C2181			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
1	新エネルギーに関する事務 C3001	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電など新エネルギーに関する啓発 ・新エネルギー導入に関する融資制度紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電など新エネルギーに関する啓発 ・新エネルギー導入に関する融資制度紹介 	合併時に真岡市の制度に統一する。
2	環境教育に関する事務 C3004	<p>環境基本条例に基づき、関係機関、団体と協力して環境教育等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境マナーの広報（広報紙） ・環境イベントの開催（環境展） ・小中学校総合学習の環境学習の支援 ・パンフレットの配布 ・ポスター掲示等 ・「こどもエコクラブ」の支援 	<p>関係機関、団体と協力して環境教育等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境マナーの広報（広報紙） ・小中学校総合学習の環境学習の支援 ・パンフレットの配布 ・ポスター掲示等 ・「こどもエコクラブ」の支援 ・生涯学習「出前講座」実施 	合併時に真岡市の制度に統一する。
3	省エネルギーに関する事務 C3005	国・県等からの通知の受付やパンフレット等の配布及びホームページでの啓発実施	国・県等からの通知の受付やパンフレット等の配布	合併時に真岡市の制度に統一する。
4	環境フェアに関する事務 C3008	消費者まつりにおいて、快適な生活環境の保全、ごみの資源循環型社会の構築に向け、年1回11月23日環境展を開催	未実施	現行のとおりとする。
5	地球温暖化対策の推進に関する事務 C3009	<ul style="list-style-type: none"> ・国県の地球温暖化対策に関する指導、情報等の周知 ・事業所又は住民が温室効果ガス抑制に関して行う活動の促進と情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・国県の地球温暖化対策に関する指導、情報等の周知 ・事業所又は住民が温室効果ガス抑制に関して行う活動の促進と情報提供 	合併時に真岡市の制度に統一する。

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
6	環境関連の表彰者推薦事務	国・県・市などの表彰の機会をとらえ、環境保全等に貢献した個人や団体の推薦	国・県・町などの表彰の機会をとらえ、環境保全等に貢献した個人や団体の推薦	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C3010			
7	産業廃棄物処分場に関する事 こと	未実施	<ul style="list-style-type: none"> 町内にある2つの産業廃棄物最終処分場からの排水の水質調査及び臭気調査を6月と2月の年2回実施 県東環境森林事務所で開催する水質、臭気検査の立会い 	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	C3014			
8	芳賀地区広域行政事務組合 共同事務処理	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理施設建設に関する事 斎場の設置及び維持管理に関する事 し尿の収集と処分に関する事 (負担金) 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理施設建設に関する事 斎場の設置及び維持管理に関する事 し尿の収集と処分に関する事 (負担金) 	芳賀地区広域行政事務組合については、引き続き真岡市として加入し、二宮町は合併の前日をもって退会することから、現行のとおりとする。
	C3017、C3019、C3020			
9	家庭用小型合併処理浄化槽設 置資金貸付事業	浄化槽の設置促進を図るため、設置に際して、費用の一部の貸付けを行う。	未実施	合併時に真岡市の制度を適用する。
	C3025			
10	浄化槽法の施行に関する事務	浄化槽法に基づく浄化槽の設置届出書、仕様書、変更届出書、工事完了報告書、使用開始報告書等申請書の受付・審査事務	浄化槽法に基づく浄化槽の設置届出書、仕様書、変更届出書、工事完了報告書、使用開始報告書等申請書の受付・審査事務	現行のとおりとする。
	C3026			
11	墓地・埋葬等に関する事 こと	<ul style="list-style-type: none"> 墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地等の改葬、経営、変更、廃止の許可及び許可証の交付事務 市有墓地の管理等に関する許可 	<ul style="list-style-type: none"> 墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地等の改葬、経営、変更、廃止の許可及び許可証の交付事務 町有墓地の管理等に関する許可 	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	C3028			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
12	優良資源ステーション表彰事業 C3032	他の模範となっている資源ステーション10か所を表彰する。 〔報償金〕1か所20,000円 〔資源ステーション〕240か所	未実施 〔資源ステーション〕78か所	合併時は現行のとおりし、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
13	犬猫等死体収集業務 C3034	・道路等で死んでいる犬猫等の死体を回収し清掃センターに搬入する作業業務 ・回収は、職員、清掃監視員または、ごみ収集委託業者に委託 〔年間処理件数〕240件	・道路等で死んでいる犬猫等の死体を回収し清掃センターに搬入する作業業務 ・回収は、原則ごみ収集委託業者に委託 〔年間処理件数〕60件	合併時に真岡市の制度に統一する。
14	家庭動物等の飼養及び保管に関すること C3036	県動物愛護センターとの連携による野犬の捕獲、不用犬の減少を図るための避妊手術補助、糞害防止、放し飼い禁止などの啓発を自治会回覧、広報紙等により行い、対策の推進を図っている。	県動物愛護センターとの連携による野犬の捕獲、糞害防止、放し飼い禁止などの啓発を自治会回覧、広報紙等により行い、対策の推進を図っている。	合併時に真岡市の制度に統一する。
15	衛生害虫に関すること C3040	・スズメ蜂やヤスデ等の虫等の駆除の対策指導、駆除業者の紹介など ・衛生害虫防除等相談室の利用PR	・スズメ蜂やヤスデ等の虫等の駆除の対策指導、駆除業者の紹介など	合併時に真岡市の制度に統一する。
16	ごみ資源化（啓発活動・排出抑制）に関すること C3043	・広報紙による資源化の啓発 ・小、中学校の環境学習における啓発 ・市長が委嘱する委員による廃棄物減量等検討委員会により検討、啓発 ・機械式生ごみ処理機設置補助	・広報紙による資源化の啓発 ・機械式生ごみ処理機設置補助	合併時に真岡市の制度に統一する。
17	3色コンテナ配布事業 C3044	資源（空き缶・雑ビン）を家庭内で分別して保管するための3色コンテナボックスを自治会加入の新規転入者に配布	未実施	合併時は現行のとおりとし、芳賀地区広域行政事務組合ごみ処理施設建設にあわせて調整する。

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
18	容器包装に係る分別収集計画の策定事務 C3045	容器包装リサイクル法に基づき、ごみの資源化を推進するため分別収集計画を策定 〔改定年次〕平成19年6月改定 〔目標年次〕平成24年 〔中間目標年次〕平成22年	容器包装リサイクル法に基づき、ごみの資源化を推進するため分別収集計画を策定 〔改定年次〕平成19年6月改定 〔目標年次〕平成24年 〔中間目標年次〕平成22年	合併時は真岡市の計画を基準に統合し、平成22年度までに新たな計画を策定する。
19	ポイ捨て・不法投棄防止事務 C3046	不法投棄、ポイ捨てを防止するため、清掃監視員を配置 〔清掃監視員の体制〕 ・正職員：1名 ・嘱託員：1名（月額131,500円）	不法投棄、ポイ捨てを防止するため、廃棄物監視員、不法投棄監視連絡員を配置 〔廃棄物監視員の体制〕 ・嘱託員：2名（月額164,000円/1人） 〔不法投棄監視連絡員の体制〕 ・非常勤職：6名（年額30,000円/1人）	合併の翌年度から真岡市の制度に統一する。 二宮町の不法投棄監視連絡員は、合併時に廃止する。
20	不法投棄回収処分に関する事 C3047	道路上等の不法投棄物の処分 ・投棄者が特定できた場合、投棄者を指導 ・投棄者が特定できない場合、清掃監視員等がごみを分別し清掃センターで処分 ・清掃センターで処分できない不適処理困難物は、専門業者に委託し処分	道路上等の不法投棄物の処分 ・投棄者が特定できた場合、投棄者を指導 ・投棄者が特定できない場合、廃棄物監視員等がごみを分別し清掃センターで処分 ・清掃センターで処分できない不適処理困難物は、専門業者に委託し処分	合併時に真岡市の制度に統一する。
21	ダイオキシン対策事務 C3050	ダイオキシン類による汚染状況を把握するため、工場排出ガス、水質、土壌、底質のダイオキシン類の測定	未実施	合併の翌年度に真岡市の制度を適用する。
22	騒音、振動に関する事 C3051	・騒音規制法、振動規制法、県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出の受理 ・環境基準の維持達成状況を把握するため環境騒音、交通振動の測定	・騒音規制法、振動規制法、県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出の受理 ・未実施	合併時に真岡市の制度に統一する。

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
23	悪臭に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出の受理 ・臭気調査（工場臭気測定）や巡回指導の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出の受理 ・臭気調査（産業廃棄物最終処分場の臭気測定）や巡回指導の実施 	合併時に真岡市の制度に統一する。 臭気調査については、現行のとおりとする。
	C3052			
24	大気汚染・光化学スモッグに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法、県生活環境の保全等に関する条例に基づき提出された届出の收受 ・工場ばい煙測定、植物による影響調査 ・県光化学スモッグ対策要綱、真岡市光化学スモッグ対策要領に基づく光化学スモッグ対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法、県生活環境の保全等に関する条例に基づき提出された届出の收受 ・県の光化学スモッグ対策要綱に基づく光化学スモッグ対策 	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C3053			
25	水質・土壌に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法、県生活環境の保全等に関する条例に基づき提出された届出の收受 ・各種調査分析の実施 ・県立入調査（合同） 	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法、県生活環境の保全等に関する条例に基づき提出された届出の收受 ・各種調査分析の実施 ・県立入調査（合同） 	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C3054			
26	環境に関する苦情処理	事業活動に伴うもの、日常生活に起因するものなど近隣公害対応 〔苦情処理件数〕30件（平成18年度）	事業活動に伴うもの、日常生活に起因するものなど近隣公害対応 〔苦情処理件数〕36件（平成18年度）	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C3055			
27	井戸水位調査事業	第1、第2工業団地の揚水による影響を監視するため、工業団地周辺を中心に調査を実施 〔内容〕 毎月1回9か所、職員が水位計で測定	未実施	現行のとおりとする。
	C3056			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
28	栃木県地下水揚水施設に係る指導等に関する事務 C3057	<ul style="list-style-type: none"> 揚水施設の設置等届出の收受〔届出件数〕6件(平成18年度) 地下水採取量報告書の收受〔届出件数〕97件(平成18年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 揚水施設の設置等届出の收受〔届出件数〕6件(平成18年度) 地下水採取量報告書の收受〔届出件数〕27件(平成18年度) 	現行のとおりとする。
29	環境統計に関すること C3058	「市の環境」(環境基本計画年次報告書)を作成し、大気、水質、臭気、土壌、騒音等の調査結果を市民等に公表	未実施	現行のとおりとする。
30	自然環境保全に関すること C3059	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境に関する情報収集と保全活動 県レッドデータブックに掲載されている希少野生動植物の生息状況調査及び保護活動 市民の自然環境保全意識の高揚 平地林の保全 磯山市民の森の保全 自然を守る会及び市民活動団体との連携 開発行為に対する平地林の保全 	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境に関する情報収集と保全活動 県レッドデータブックに掲載されている希少野生動植物の生息状況調査及び保護活動 町民の自然環境保全意識の高揚 	合併時に真岡市の制度に統一する。
31	空き地管理に関すること C3068	空き地の所有者、管理者、占有者に、適正管理についての責務を規定し、管理不良の場合には、指導及び助言、措置命令、代執行にて適正化を図る。 (市空き地の適正管理に関する条例)	空き地の所有者等に必要な指導、助言を行う。	合併時に真岡市の制度に統一する。
32	家電リサイクル周知事業 C3072	<ul style="list-style-type: none"> 家庭や事業所から排出された特定の家電製品(洗濯機・テレビ・エアコン・冷蔵庫)の有用な部品や材料をリサイクルして廃棄物を減量、資源の有効利用の促進 広報紙による周知等 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭や事業所から排出された特定の家電製品(洗濯機・テレビ・エアコン・冷蔵庫)の有用な部品や材料をリサイクルして廃棄物を減量、資源の有効利用の促進 広報紙による周知等 	合併時に真岡市の制度に統一する。

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
33	家庭系PCリサイクル周知事業 C3073	<ul style="list-style-type: none"> 資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき一般家庭や事業所から排出されたパソコンをリサイクルすることにより資源の有効利用を促進 広報紙による周知等 	<ul style="list-style-type: none"> 資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき一般家庭や事業所から排出されたパソコンをリサイクルすることにより資源の有効利用を促進 広報紙による周知等 	合併時に真岡市の制度に統一する。
34	ペット霊園施設の設置に関する事務 C3076	未実施	ペット霊園等を適正に立地させることにより、ペット霊園が公衆衛生上住民に与える不安を除去し、施設を設置する者の権利と周辺住民の平穩に生活する権利の調和を図るための適正な設置の指導を行う。	現行のとおりとする。
35	根本山自然観察センターに関すること C3079	<ul style="list-style-type: none"> 生きものふれあいの里の自然環境保全管理 生きものふれあいの里の環境教育事業 自然観察センター施設管理 	未実施	現行のとおり新市に引き継ぐ。
36	鬼怒水辺観察センターに関すること C3080	<ul style="list-style-type: none"> 鬼怒水辺観察緑地（オオバンの池、トンボの池）の自然環境を保全 水辺観察センターを中心に自然教育や自然観察の場所として活用 	未実施	現行のとおり新市に引き継ぐ。
37	自然ふれあい園“大久保”の維持管理事業 C3082	大久保川河川環境保全事業で整備した約3haを「自然ふれあい園“大久保”」として保全し、身近な自然の再生・活用モデル事業地として、市民、事業者、市の協働により管理	未実施	現行のとおり新市に引き継ぐ。
38	古木名木指定事業 C3083	<ul style="list-style-type: none"> 市内に植生する貴重な樹木のうち、古木名木を指定し保存する。 調査員の現地調査 指定証の交付 樹木の脇に指定看板設置 	未実施	合併時に真岡市の制度を適用する。

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
39	環境美化功労者表彰に関する事務	清潔できれいなまちづくりのために、地域の環境美化向上に積極的かつ献身的な活動を行った個人、団体に対し感謝状を贈る。		未実施
	C3085			
40	放置自動車処理事務	原則、土地の占有者・管理者が責任を持って対応		<ul style="list-style-type: none"> ・放置自動車処理要綱により、調査、確認 ・台帳を調整し、警告書の貼り付け、撤去及び処分の告示（告示期間14日間） ・告示期間満了後、不法投棄と認定 ・撤去及び処分
	C3086			
41	真岡第1工業団地及び住宅団地からの排水に関する協定	真岡第1工業団地及び住宅団地からの排水について、排水地点より下流の五行川沿岸地域（大和田、横田、沖、石島、大根田地区）の利益保全（飲料水対策、農作物被害対策、魚族の保護等）のための二宮町との協定 協定に基づき五行川に対する公害防止対策委員会を設置し、利益保全の調査や予防対策について審議		<p>真岡第1工業団地及び住宅団地からの排水について、排水地点より下流の五行川沿岸地域（大和田、横田、沖、石島、大根田地区）の利益保全（飲料水対策、農作物被害対策、魚族の保護等）のための真岡市との協定</p> <p>協定書は消滅するが、五行川沿岸住民への利益保全の責務は現行のとおり新市に引き継ぐ。 ただし、五行川に対する公害防止対策委員会は、合併時に廃止し、職務概目を真岡市環境審議会に引き継ぐ。</p>
	G3077			
42	環境関係団体参画事務	<ul style="list-style-type: none"> ・県合併処理浄化槽普及促進市町村協議会 ・県清掃事業連絡協議会 ・全国都市清掃会議 ・県自然ふれあい活動推進協議会 ・芳賀地区公害対策連絡協議会 ・五行川水質調査連絡協議会 ・県央都市圏空き缶等散乱防止対策協議会 ・五行川異常水質対策会議 ・芳賀地区動物管理等連絡協議会 		<ul style="list-style-type: none"> ・県合併処理浄化槽普及促進市町村協議会 ・県清掃事業連絡協議会 ・県自然ふれあい活動推進協議会 ・芳賀地区公害対策連絡協議会 ・五行川水質調査連絡協議会 ・県央都市圏空き缶等散乱防止対策協議会 ・五行川異常水質対策会議 ・芳賀地区動物管理等連絡協議会
	C3011、C3023、C3062、C3063 C3065、C3066、C3067、C3070、 C3071、C3087			
			<ul style="list-style-type: none"> ・県東部茨城県西部地域環境行政連絡会議 	引き続き新市として加入する。

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
1	栃木県農業青色申告会連合会参画事務	地域農業青色申告会等の連絡協調、経営者の経営管理能力の向上を図ることを目的とした会に加入	未実施	引き続き真岡市として加入する。
	C4001			
2	農業委員会の運営	農業委員会等に関する法律第 6 条に規定するもののほか、農業行政に必要な事項の処理	農業委員会等に関する法律第 6 条に規定するもののほか、農業行政に必要な事項の処理	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C4003			
3	農業委員会交付金に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・法令事務の処理に要する経費として農家数、農地面積等に応じて県から交付される。 ・委員手当、職員設置費、農地調査、農地基本台帳整備費として支出 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令事務の処理に要する経費として農家数、農地面積等に応じて県から交付される。 ・委員手当、職員設置費、農地調査、農地基本台帳整備費として支出 	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C4006			
4	農業委員会総会に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・総会は、原則毎月 25 日開催 ・許可申請等の議案は、担当職員が内容審査、現地確認 ・議案書は 20 日頃全委員に職員が配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・総会は、原則毎月 22 日開催 ・許可申請等の議案は、担当職員が内容審査、現地確認 ・議案書は 18 日頃全委員に郵送にて配布 	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C4007			
5	農政部会に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・建議・要望、農作業標準賃金等農政案件について、総会提出前に部会として意見を集約 	<ul style="list-style-type: none"> ・建議・要望、農作業標準賃金等農政案件について、総会提出前に部会として意見を集約 	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C4008			
6	農地部会に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・農振除外等の案件について総会提出前に審議し部会の意見を集約 	<ul style="list-style-type: none"> ・農振除外等の案件について総会提出前に審議し部会の意見を集約 	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C4009			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
7	委員の現地調査に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・通常総会議案は、各担当委員が現地調査を実施 ・特別な案件は、部会等で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常総会議案は、各担当委員が現地調査を実施 ・特別な案件は、部会で実施 	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C4010			
8	会議傍聴の取扱いに関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会法により公開 ・市農業委員会総会規則、市農業委員会農地、農政部会会議規則に基づき傍聴人の制限、遵守事項等 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会法により公開 ・町農業委員会総会規則に基づき傍聴人の制限、遵守事項等 	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C4012			
9	議事録の縦覧に関する事務	委員会の事務所に備え付け、縦覧に供する。	委員会の事務所に備え付け、縦覧に供する。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C4013			
10	農業委員の視察研修に関する事務	毎年1回先進地の視察研修を実施	3年に1回先進地の視察研修を実施	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C4014			
11	農業委員会公印の管理	公印の管理は、事務局長 <ul style="list-style-type: none"> ・真岡市農業委員会之印 ・真岡市農業委員会長之印 ・真岡市農業委員会長職務代理者之印 外3種の印	公印の管理は、事務局長 <ul style="list-style-type: none"> ・芳賀郡二宮町農業委員会之印 ・二宮町農業委員会長之印 ・二宮町農業委員会長職務代理者之印 	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C4015			
12	会長交際費に関する事務	会長交際費の支出	会長交際費の支出	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C4016			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
13	農地基本台帳電算処理事務	農地法、農業経営基盤強化促進法による農地基本台帳の管理、異動等入力事務	農地法、農業経営基盤強化促進法による農地基本台帳の管理、異動等入力事務	合併時に真岡市の電算システムに統合する。
	C4022			
14	農地基本台帳整理事務	農地法、農業経営基盤強化促進法による台帳整理事務	農地法、農業経営基盤強化促進法による台帳整理事務	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C4023			
15	各種証明（現況・耕作）事務	<ul style="list-style-type: none"> 申請者からの証明願（申請書）の受付 証明書の作成、発行 手数料の徴収 	<ul style="list-style-type: none"> 申請者からの証明願（申請書）の受付 証明書の作成、発行 手数料の徴収 	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C4024			
16	農業者年金事務	<ul style="list-style-type: none"> 農業者年金基金との業務委託契約に基づく事務 諸届等の受付・点検、記載内容の確認及び基金への送付 特例保険料の審査に必要な資料の整備 その他加入促進等 	<ul style="list-style-type: none"> 農業者年金基金との業務委託契約に基づく事務 諸届等の受付・点検、記載内容の確認及び基金への送付 特例保険料の審査に必要な資料の整備 その他加入促進等 	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C4025			
17	農地銀行事務	<ul style="list-style-type: none"> 真岡市農業公社が実施 農地の貸借や売買情報を管理 農家が、農業公社に申出 	<ul style="list-style-type: none"> 町農業委員会が実施 農地の貸借や売買情報を管理 農家が、町農業委員会に申出 	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C4026			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
18	標準小作料改訂事務	<ul style="list-style-type: none"> ・3年ごと(年度)に見直し ・貸し手及び借り手代表、土地改良代表、関係機関等15名で組織する市小作料協議会で改訂案を作成し、農業委員会総会で決定 [適用期間] 平成20年4月～平成23年3月まで	<ul style="list-style-type: none"> ・3年ごと(暦年)に見直し ・貸し手及び借り手代表、JA、農業共済代表、前農業委員等15名で組織する町小作料協議会で改訂案を作成し、農業委員会総会で決定 [適用期間] 平成20年1月～平成22年12月まで	合併時に真岡市の制度に統一する。 標準小作料については、合併時は現行のとおりとし、平成22年に改訂し、平成23年1月から適用する。 適用期間については、暦年とする。
	C4027			
19	嘱託登記事務	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地利用集積計画の公告があった土地について、所有権取得者からの請求による事務 ・真岡市農業公社が嘱託登記をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地利用集積計画の公告があった土地について、所有権取得者からの請求による事務 ・農業委員会が嘱託登記をする。 	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C4030			
20	相続税、贈与税猶予に関する事務	農家の相続に伴う農地の細分化を防止し、農業後継者の育成を図る目的で、農地等について特例として相続税、贈与税の納税猶予制度関係事務	農家の相続に伴う農地の細分化を防止し、農業後継者の育成を図る目的で、農地等について特例として相続税、贈与税の納税猶予制度関係事務	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C4033			
21	農地等紛争仲介調停に関する事務	農業委員が仲介委員となって、当事者双方から、公平にその主張または事情を聞き、円満・簡便・迅速に紛争の解決を図る。	農業委員が仲介委員となって、当事者双方から、公平にその主張または事情を聞き、円満・簡便・迅速に紛争の解決を図る。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C4034			
22	農地法許可申請に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・申請を受付し、事務局が現地確認 ・総会にて審議し3条及び非農地証明は会長名で許可書交付 ・4条、5条は意見書を県に送付後県知事から許可書と立て札を交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請を受付し、事務局が現地確認 ・総会にて審議し3条及び非農地証明は会長名で許可書交付 ・4条、5条は意見書を県に送付後県知事から許可書と立て札を交付 	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C4035			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
23	芳賀地方農業青色申告会連絡協議会支援事業	真岡税務署管内の各市町にある農業青色申告会で構成される協議会の支援 市農業委員会が事務局	任意団体の町農業青色申告会が参画	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C4037			
24	農業生産法人に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・毎事業年度の終了後 3 か月以内に、事業の状況等報告の内容確認 ・農業生産法人が要件を満たさなくなるおそれがあると認められるときの必要措置の勧告 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎事業年度の終了後 3 か月以内に、事業の状況等報告の内容確認 ・農業生産法人が要件を満たさなくなるおそれがあると認められるときの必要措置の勧告 	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C4038			
25	国有農地に関する事務	農地法や国有農地等の売払いに関する特別措置法に基づく国有農地の管理事務	未実施（国有農地がないため）	現行のとおりとする。
	C4039			
26	農業委員会委員選挙人資格審査事務	<ul style="list-style-type: none"> ・町会長、農政連絡員に申請書を郵送し農家へ申請書配布を依頼 ・町会長、農政連絡員を通し農業委員会へ提出 ・農業委員会総会での審査及び意見 ・市選管へ選挙人名簿を送付 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会長へ申請書を職員が届け、配布を依頼 ・自治会長を通し農業委員会へ提出（一部返信用封筒を同封して郵送） ・農業委員会総会での審査及び意見 ・町選管へ選挙人名簿を送付 	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C4041			
27	農作業標準賃金策定事務	<ul style="list-style-type: none"> ・営農集団、区長、認定農業者の代表、関係機関等による農作業標準賃金策定打合せ会議を農政部会と合同で開催 ・農作業標準賃金案（暦年）を策定し、総会で審議決定 ・農作業標準賃金表を全農家へ配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・農協と打合せ会議を行い素案の作成 ・農政部会を開催し、農作業標準賃金案（暦年）を策定 ・総会で審議決定 ・農作業標準賃金表を全農家へ配布 	合併時に真岡市の制度に統一する。 農作業標準賃金については、合併時は現行のとおりとし、平成21年に改定し、平成22年1月から適用する。
	C4042			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
28	全国農業新聞の普及及び情報員活動	<ul style="list-style-type: none"> 普及推進月間に農業委員が各担当地区内農家を訪問し、購読申込を募る。 農業委員は任期中原則として購読 	<ul style="list-style-type: none"> 普及推進月間に農業委員が各担当地区内農家を訪問し、購読申込を募る。 農業委員は任期中原則として購読 	合併時に真岡市の制度に統一する
	C4044			
29	県農業会議等からの各種調査	農業生産力の発展、農業経営の合理化、農民の地位の向上に寄与すること目的とした調査の報告事務	農業生産力の発展、農業経営の合理化、農民の地位の向上に寄与すること目的とした調査の報告事務	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C4045			
30	県農業会議に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> 個人たる会議員によって構成されており、農業委員会が会議員を選出する。 (会長以外の委員が会議員) 拠出金を支出 	<ul style="list-style-type: none"> 個人たる会議員によって構成されており、農業委員会が会議員を選出する。 (会長が会議員) 拠出金を支出 	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C4049			
31	農業委員会関係団体参画事務	<ul style="list-style-type: none"> 栃木県農業委員会事務研究会(分担金) 芳賀地方農業委員会協議会(負担金) 	<ul style="list-style-type: none"> 栃木県農業委員会事務研究会(分担金) 芳賀地方農業委員会協議会(負担金) 	引き続き真岡市として加入し、二宮町は合併の前日をもって退会する。
	C4051、C4052			
32	農業委員等公務災害共済制度	<ul style="list-style-type: none"> 農業委員が公務中の不慮の事故等による見舞金支払い制度 加入保険料の公費負担なし(平成20年10月以降) 	<ul style="list-style-type: none"> 農業委員が公務中の不慮の事故等による見舞金支払い制度 加入保険料の公費負担なし(平成20年10月以降) 	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C4055			
33	運営委員会に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> 農業委員会の運営及びその他重要な事項について、会長の協議に応じ意見を述べる。 通常総会前に開催 	未実施	現行のとおりとする。
	C4056			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
34	農地保有合理化推進事業 (あっせん事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・農地売買、賃借等により農業経営の集団化を図り、より効率的な農業生産が可能となるよう農地の保有合理化を促進する。 ・真岡市農業公社が実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地売買、賃借等により農業経営の集団化を図り、より効率的な農業生産が可能となるよう農地の保有合理化を推進する。 ・町農業委員会が実施 	合併時に真岡市の制度に統一する。
	C4057			

【協議第37号の5】

新市基本計画について（協定項目25）

市町村の合併の特例等に関する法律第6条第3項の規定による栃木県知事との協議の結果、第8回合併協議会決定案をもって新市基本計画と定めることを提案する。

平成20年7月16日提出

真岡市・二宮町合併協議会
会長 福田武隼

見本

市町村第637号

平成16年11月9日



日光地区合併協議会

会長 斎藤 文夫 様

栃木県知事 福田 昭夫

日光市、今市市、上都賀郡足尾町、塩谷郡栗山村及び同郡藤原町の合併に係る
新市建設計画の協議について（回答）

日光市、今市市、上都賀郡足尾町、塩谷郡栗山村及び同郡藤原町の合併に係る新市建設
計画について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条第3項
の規定に基づき、平成16年11月8日付け合協第79号で協議のありました件について
は、異議ありません。

【協議第58号】

合併協定書（案）について

合併協定書について、別冊のとおり提案する。

平成20年7月16日提出

真岡市・二宮町合併協議会
会長 福田武隼